

23

特202

929

著助之直多喜

生命火災保險講義案

論 總

1933年度



\*0029864000\*

0029864-000

特202-929

生命火災保險講義案

喜多直之助・著

凡進社

總論

昭和8

ADJ

23

特202

929

著助之直多喜

案義講險保災火命生

論 總

1933年度

特 202  
929

# 生命火災保險講義案

## 総論

第一章	保險及び保險学の性質	1
第一節	保險の性質	1
第二節	保險学の性質	8
第二章	保險の形態	13
第一節	財産保險	13
第二節	人事保險	13
第三節	再保險	13
第三章	保險類以制度及び行爲	106
第一節	賭博	106
第二節	保證	107
第三節	自家保險	108
第四節	無盡、賴母子	108



生命火災保險講義案

総論

第一章 保險及び保險学の性質

第一節 保險の性質

吾人々類がその生活に於いて物的資料の獲得行使の不可缺なるは言を保たざる處にして、その点に於いて他の動物と其の形式を等しくすれども、その内的心理に於ては根本的に異なるものなり。即ち其の動物に於いては本能衝動支配の下に物的資料を獲得せむのにして、何等統制的心理活動は存在せざるものなり。然るに人類に於てはその物的資料獲得の行為に於いて統制意思の発動に因らるものにして、その多種複雑性を有する行為に一定の秩序性を賦する心理的統制によりて指導さるゝものなり。此の点に於いて、人類の物的生活と動物の夫れとが異なる基本的なものが存するものなり。

人類が物的資料を獲得使用する実相を経済と称し、現代的意義に於ける経済は交換原則に於て行はれて居るものなり。

然して経済活動に対する統制意思の活動如何により二種の概念が存在する。一は何等統制意思の活動によることなく、單なる交換の原則によりて秩序が維持される、経済に於て、一種の合衆経済なり。國民経済、社会経済、世界経済なる概念が大抵なり。然るに、かくの如き経済の中にありて、一定の統制意思によりて指導される、経済の概念が成立す。経営経済なる概念が即ち之なり。国家財政、公共団体財政、商事会社、学校、病院等の経済及び吾人の家事経済等が即ち之の概念に包摂されるものなり。

而してその経営経済は、時間的連続に於いて観察すれば、絶えず動的過程にあるものなり。即ち生産その他社会的自然的なる現象によりてその経営経済は飽和状態に導かれ、淘汰を加へ、余剰を生ぜしめることあると共に、他方に於いては、消費その他社会的自然的現象によりて、経営経済は欠乏状態に導かれ、枯竭を感ずる状態に至ること欠くせず。而して、現今の如き資本主義経済制度に於いてはその動的過程に於て経営経済に窮乏せる切実なる現象存す之を

一般社会経済に対し救済請求の必然的権利を有し居らず。故に、之等経済主体は積極的に其の経営経済の餘剰獲得の動的過程を採らんと努力するは必然的現象なるが、其の反面に於いて、消極的に現在の経済状態より窮乏状態に投入せらるゝ、或如き動的過程に入るを更には、少くとも其の経済状態の静態を維持せん事に意を用ふるに至るべし。然れ共、各経済主体は、如何に意を用ふるに與らず、將來に於いて経済生活を正進する事故は其の発生を豫知し得ざる不確定事故たるを原則とす。豫知し得ざる事故の原因は、其の統制に依りて或る程度迄の除去を爲し得べし。然れ共、不確定事故を発生せしむる原因は、其等経済主体並に構成員にとりては全く不可抗力なりと言ふを得べきが故に、此種の原因に因る事故は最も注意を要するものなりと言ふべし。例へば人間の死亡に因る所得の杜絶、減少等の如き、又、火災に因る財産の破壊又は高品、船舶等が運送航海中に於いて海難に遭遇し、損害を被る等の如し。之等の事故発生に對しては相當の程度に於いて豫防し、又は鎮圧に努力し得と雖も、之を絶対的に未然に防ぐ事は到底不可能なるが故に、之等事故發生の結果に對し可能的に経済の缺乏に陥るを防ぎ、以て其の静態を保持せんとする手段を講せざるを得ざる

なり。

之に備へんとする最も普通手段は貯蓄 (savings) なりとす。貯蓄は将来に於ける経済的需要発生の際に、その收支を均衡せんが爲めに現在の経済的剰余をさきて、之に備へんとする方法なり。然れども此の方法に依り経済的需要を充つ、その経済的静態を保持し得る場合は、事故の発生すべき時と、夫れより生ずる経済を退却せしめんとする額の予知し得る場合のみにして、之等の共に不確定にして予知し得ざる場合に於いては、貯蓄を以つては其の需要を充し、経済の静態を保持すること不可能なりと言ふべく、保険は此の缺陷を補ひ得るものなり。

(i) 保険は経営経済の静態を保持するを目的とす。

前述せる如く、保険は経営経済の静態を保持するを目的として発生せる制度にして、その本質的意義に於いては経済の餘利獲得の動態を探らんとする積極的意義を有するものに非ず、純然たる消極的意義を有し、一時的に於ける経営経済の現象維持を目的とするものなり。

各種経営経済は之を時間的前後に観点を置き、即ち、之を立体的に観察すべ

は、必ずやその消長り動的変化を觀取し得べきが、保険に於いては、事故の發生する一定時の平面的なる経済状態に着眼し、その事故に因り経済を退却せしめるが如き動態に投入せられんとする変動より免れしめ、可動的にその事故發生當時に於ける経営経済の静態を保持せんとするなり。

(ii) 保険は特定なる事故発生に対し経済的静態を保持せんとするものなり。

保険に依りて経済的保障を與へんとする事故は特定なるを要す、然れども一般的事故に就いては保険は其の保障を與へず、必ずや人の生死・海難・火災・傷害・失業・盜難等の一定の事故を対象とするを要す、又事故は發生の度数の不規則なるもの、その事故に因る結果の差甚だしきもの、事故發生の確率(難)きもの、事故發生が人の意思によりて自由に左右し得るもの、又、保険に付せらるる可きもの少きもの等に就きては之等の事故の大量觀察を爲すこと難く、従つて統計的基礎を得るに不充分なるが故に、保険事故 (Verisicherungsfall) として成立するは困難なりと言ふべし。

(iii) 保険は不確定なる事故を基礎とす。

此處に言ふ事故とは経済を缺乏的狀態に陥入る事件を意味す、而して不確定

なる語を厳密に解すれば、事故發生の時 (Time) 並に其金額 (Amount) が共に不確定なる意なり、従つて其の事故に備ふる経済的準備額と、其の際に被る事故額との價值關係を不確定なるものなり。又、之を保險としての立場よりすれば、保險者及び被保險者間の給付及び反対給付の價值關係の不確定なるを意味す。

(二) 保險には多数の経済主体が一団となるを要す。

保險の特質の一要素として、多数の経済主体が一団の団体關係に立つを要す。例へば、AがBに対し不確定なる事故發生せる場合に其の経済的靜態を保持せしむる事を約するは、これは個人的保証 (Personal Guarantee) として保險 (Insurance) に非ず。若しAがBに対するのみならずCに対しても、亦D・E・F・…、率意く一般人に対してと斯る保証を約せんとせば、必す科学的なる計算と組織によりざる可からず。此の多数人の団体を保險団体 (Versicherungsgesellschaft) と称する。即ち、保險団体に於けるは等多数の経済主体に生ぜし事故の結果の分散を行はざる可からず。斯くの如き方法を採るに及び、始めて保險の成立を見るなり。

(三) 保險は大量觀察 (Massenbeobachtung) に因りて多数の経済主体に対し

生ぜし不確定事故を相互間に分散せしむ。

不確定なる事故は個別的現象に就き觀察すれば何等の秩序又は法則を發見し得ざればと、之を多数集團現象に就き大量觀察を行ふ時は大数の法則 (Law of Large Numbers) に因り其の現象たる事故發生の確率 (Probability, Wahrscheinlichkeit) を得るに至る。事故の確率を得ば、不確定事故と不確定を失ひ確實性を帯ぶるに至る。従つて之を基礎とすれば、之に対する経済的豫備の手段と不可性を脱するに至り、保險団体としての一定期間に於ける事故額と豫備額との近似額發見を可能ならしむるものなり。之れ保險制度存立の根本原理なりとす。

即ち、保險に於ては多年の事實的經驗に因る特定なる事故發生に就きての大體觀察を基礎として、多数の被保險者又は被保險物件に就ての危險發生の確率を求め、不確定事故に確實性を賦課し、恰も其の發生の確實なる事故に対すると等しく、之が發生に際してと常に確實に其の経済的靜態を保持せしめ得る制度となるなり。



(ハ) 保険は有償的に行はる。

保険に於いては被保険者は危険発生に際し、保険者より保険金の支拂を受くるに對し、之が反対給付として一定の保険料を保険者に支拂はざるべからず。故に保険類似の制度と虽も無償のものは保険にあらず。保険は一定の反対給付をなして行はる、とのなるが故に、慈善又は救恤の制度によりて保険発生の場合にその経済の静態を保持せしめ得るとも、之等の制度は無償なる点に於て保険と區別せらる。保険は他人の恩恵によるものに非ずして、自主独立の精神によりて行はる、制度なり。保険はその経済的・本質的意義は上記の如く解する事を得ると、之を保険経営の立場より考察すれば、保険者は多数の被保険者を料合し、大量觀察に因り、一定の科学的計算に基づき之より保険料を徴收し、危険不発生に因り之が反対給付たる保険金支拂を全然免かる、機会を利用するか又は収入保険料の放資に因り、その差利を得んとする制度なりと言ふべし。

## 第二節 保険学の性質

人類の物的資料の獲得使用には之に對する統制意思の如何に因り、経営と經

営の二概念の存在すること既に説明せしむるが、保険学はその研究の本質的對象は經濟に置くことなり。即ち交換の原則の下に於いて、生活の物的資料の獲得使用によりて生ずる有機的現象の本質と作用とを研究せんとする處に保険学の視点を置き、保険を社会経営の一現象として研究せんとすれば、その本質を經濟學に置くことなり。

此の研究に於ける保険学は人類がその經營生活に於いて將來に於ける偶然なる事故發生せる場合に於て、尙確實に物的資料を獲得使用するを可能ならしめんとすることを工夫する現象の本質と作用とを究明すること夫れ自体に此の學問の使命が存在するなり。

第二の概念は保険の經濟学的研究に因るとのなり。即ち保険に關する研究は經營學の一分科として、研究の外に、保険業者の立脚地より或は保険利用者より立脚地よりと研究を為し得るとのなり。即ち保険事業經營に關する研究と、家業若しくは事業經營上に於ける保険利用の研究なり。之れ等は共に經營學の原理に於いてその本質的研究項目と爲すものにあらざり、經營學的研究にその使命を有するなり。

保険利用者の立場よりする保険学の研究は経営学の内に於ける統計学若しくは経営経済学の研究項目となるなり。即ち、投資としての生命保険、全社企業に於ける火災保険の利用、又は、貿易金融の手段としての海上保険、等の如き研究項目が之れなり。

保険経営者の立場よりする保険の計理的な研究が其の最重要なるものなり。其中最も早く成立せるものはアクチュアリー学 (Actuarial Science) と称せらるゝものなり。これは生命保険事業の経営に必要な各種の事項を其の研究内容とするものにして、人類の生命統計及び確論の應用並びに利息算・年金算の研究と保険法規等の研究より成立せるものにして、アクチュアリー職を遂行するに必要なる学なりと言ふ意味より其の名称が生れたるものなり。

このアクチュアリー学なるものは英國に發生せるものにして、独乙に於ても *Actuarwissenschaft* なる語を使用するなり。然れ共独乙に於ては其の保険学の研究の態度より *Versicherungswissenschaft* なる語の中に *Actuar* 学の研究内容を包摂せしめ、之を多く使用し居るなり。独乙に於ては單に生命保険のみならず、他の種類の保険に就いても、其の事業経営者に必要なる科目を研究教授

する必要を認め、其の設備を設置せり。Göttingen 大学に於ける保険演習 (*Versicherungsgewinnrechnung*) は即ち之れなり。本ゼミナールに於いては、生命保険の火災保険のみならず、総ての主要なる保険経営に必要な科目が経済学、法律学、統計学、数学、工学、醫學等の知識の中より選抜して教授され居るなり。然して独乙に於ては之等の科目を一括して保険学と名付け居るなり。此の見解は独乙保険学会 (*Deutscher Verein für Versicherungswissenschaft*) に於いて採用する事にして、保険学とは法律学、経済学並びに数学及び自然科学の知識の中にて保険事業を經營するに役立つ知識の集合なりとするなり。保険学の分科的研究の内容を概説すべし。

(1) Actuarial Science

とは前述の如く、元來は生命保険に必要な数理に由する学問なり。現今に於ては広義に理解され、其の中には主として生命保険の原理及び經營に由する総ての研究を含むものなり。

(2) 保険醫學 (Versicherungsmedicin)

保険醫學の職能は生命保険に於ける被保険者の加入許否、加入を許可する

者に付き体質、健康、遺傳等により等級別をなすこと。加入を許さざる者につきて保険の適用方法の研究、傷兵保険に付き事故發生の場合に損害額を決定するにあり。保険醫學の共同研究は一八九七年頃より之を見たる處なるが、一九〇〇年にはその必要が認められ、万国保険醫學会は一八九九年以来之が開催を見、アクナエアリーク国際會議と開聯して開催せられ、吾國に於いては明治三〇年頃より保険醫學会の名目を以つて時々保険醫者集會を見たりしが、三四年一月に至り規約を作り、組織的なる団体となり、之を日本保険醫學會と名命し年四回の會誌を發行し來りたり。今會会は其後名稱を日本保険醫學會と改正し、會報を保険醫學雜誌と稱することとせり。

### (ハ) 保險法

近世保險學發生以來、保險に關する議論は皆保險法に關するものなりき。保險に關する法規は多くは商法典の一部を形成し、或は別に獨立したる一個の法典を形成する傾向あるを以て、その講究も亦商法の一部として、或は法律學の一分科として研究せられ、諸外國は固より我國の大學專向學校に於て、商法の一科として保險法の講義を教ふることを普通とする。

## 第二章 保險の形態

保險の形態を考察するに當り、學者は種々なる立脚地より之をなすと虽も、之を総てに亘り評論することは本書の目的外なるが故に、こは詳細なる保險各論に譲る。

全保險を事故發生の客體の性質に立脚して其の形態を觀取すれば、財産保險と人事保險に區別する事を得る。

### 第一節 財産保險

(property insurance, Eigentumsversicherung)

財産保險とは財産を事故發生の客體とする保險を言ふ。此處に所謂財産とは所有の独占權を有し得る一定量の財を言ふ。而してこは資本、收入、有形物又は無形物なる權利的係たるを向はざるものとす。而して其の形態を細分すれば次の如し。

#### 1. 火災保險 (Fire insurance, Feuerversicherung)



# 火災保險證券

保險契約者  
保險ノ目的ノ所有者

一、保險金額金

一、保險料金

一、保險期間

一、保險ノ目的ノ所在

一、保險ノ目的ノ所在  
ル並ニ之ヲ種ノ建物ノ構造及ビ用方

領收済

日 時  
午後四時

年 月

年 月

一、保險金支拂場所

當會社ハ昭和 年 月 日 前記ノ通り火災保險ノ契約ヲ締ヒ  
保險料ヲ領收シタルヲ以テ此證券裏面ニ記載ノ約款ニ據リ右保險ノ目  
的ノ火災ヲ保險スルモノ也

昭和 年 月 日

××市×町××区×丁目×番地  
ニ於テ作成ス

××火災保險株式會社

火災普通保険約款（前証券裏面記載）

第一條 当会社ハ此約款ニ從ヒ火災ノ爲メニ保険ノ目的ニ生シタル損害ヲ填補スルモノトス

第二條 当会社ノ保険契約ノ責任ハ保険料ヲ領收シタル時ニ始マリ保険期間ノ最終日ノ午後四時ヲ以テ終ルモノトス

第三條 建物ノ保険ニ於テハ門・因障・牆壁・物置・納屋其他ノ附屬建物ハ特ニ保険証券ニ明記シタル場所ニアラサレハ保険ノ目的ニ包含セサルモノトス

第四條 貨幣・印紙・貴金属・宝玉・証書・有價証券・書画・稿本・彫刻物・古器物其他普通價格ヲ有セサルモノハ特ニ保険証券ニ明記シテ保険ヲ爲シタル場合ニアラサレハ保険ノ目的ニ包含セサルモノトス

第五條 尤ノ場合ニ於テハ保険契約ハ無効トス  
一、保険契約ニ由リテ保險契約者又ハ被保險者ニ詐偽ノ行爲アリタルトキ  
二、保險申請ノ當時合一ノ目的ニ付キ保險契約者又ハ其他ノ者ト他ノ保險者トノ間ニ締結シタル保險契約カ存在スルコトヲ知リテ其旨ヲ保險申請書ニ

明記シテ当会社ニ申出テサルトキ

一、他人ノ爲メニ保險契約ヲ締結スル者カ其旨ヲ保險申請書ニ明記シテ当会社ニ申出テサルトキ

一、保險契約者又ハ被保險者カ知ルト否トヲ向ハス保險契約ノ當時保險ノ目的既ニ火災ニ罹リ居リタル時又ハ火災ニ罹ルヘキ原因既ニ發生シ居リタルトキ

第六條 保険金額カ保険ノ目的ノ價格ニ超過シタル時ハ其超過シタル部分ニ付テハ保險契約ハ無効トス

第七條 保險契約ノ當時保險契約者カ悪意又ハ重大ナル過失ニ因リ重要ナル事實ヲ告ケヌ又ハ重要ナル事項ニ付キ不実ノ事ヲ告ケタルトキハ当会社カ其事實ヲ知リ又ハ過失ニ因リテ之ヲ知ラサリシトキノ外当会社ハ契約ノ解除ヲ爲スコトヲ得但保險契約ノ時ヨリ五年又ハ当会社カ解除ノ原因ヲ知リタル時ヨリ一ヶ月ヲ経過シタルトキハ此限リニアラス

第八條 保險契約者又ハ被保險者ニ於テ当会社ノ保険シタル目的ニ付キ重テ他ノ保險者ト保險契約ヲ締結セントスルトキハ預メ当会社ニ申出テ保險

券ニ承認、裏書ヲ受クハシ第三若カ公一ノ目的ニ付キ也、保険者ト重テ保険  
契約ヲ締結シタル事矣ヲ知リタルトキモ亦遅滞ナク前項ノ手續ヲ爲スハシ

第九條 保険契約者又ハ被保険者ハ其責ニ帰スハカラサル事由ニ依ルト雖モ若  
シク火災危険ノ度ク増加シ又ハ変更シタルトキハ遅滞ナク当会社ニ申出テ保  
險証券ニ承認ノ裏書ヲ受クハシ

保険ノ目的ヲ他ノ場所ニ移轉セントスル場合又ハ保険ノ目的若クハ其目的ヲ  
納レタル建物ヲ改築、増築又ハ修繕セントスル場合モ亦前項ノ手續ヲ爲スハ  
シ

第十條 保険契約者又ハ被保険者ハ保険ノ目的ト其ニ保険契約ニ因リテ生シタ  
ル権利ヲ譲渡シタルトキハ危險ノ増加、変更ナキ場合ト取モ譲渡人讓受人ヨ  
リ遅滞ナク当会社ニ申出テ保險証券ニ承認ノ裏書ヲ受クハシ

第十一條 当会社ハ保険契約存続中何時ニテモ保険ノ目的ヲ検査スルコトヲ得  
ルモノトス

第十二條 第八條乃至第十條ニ依リ保險証券ニ承認ノ裏書ヲ請求スヘキ者カ之  
ヲ怠リタルトキハ保險契約ハ其效カヲ失フモノトス

第十一條ノ検査ヲ正当ノ理由ナクシテ拒絕シタルトキハ当会社ハ保險契約ノ  
解除ヲ爲スコトヲ得

第八條乃至第十條ノ裏書ヲ請求シタルトキ又ハ第十一條ノ検査ヲ実施シタル  
トキ当会社ニ於テ危險ニ増加、変更アリト認メタル場合ニ保險契約ヲ解除シ  
又ハ保険料ヲ増加スルコトアルヘシ

第十三條 保險ノ目的火災ニ罹リタルトキハ保險契約者又ハ被保険者ヨリ遅滞  
ナク書面ヲ以テ之ヲ当会社ニ通知シ十五日以内ニ火災ノ状況調書及ヒ損害見

積書ヲ作り一名以上ノ保証人ト連署捺印シテ之ヲ当会社ニ提出スヘシ当会社  
ヨリ説明証明等ヲ請ヒシタル事項ニ付テハ遅滞ナク正実ニ説明証明ヲ爲スハ  
シ

保險契約者又ハ被保険者カ詳傷ノ目的ヲ以テ前項ノ書類又ハ説明証明中ニ不  
正ノ表示ヲ爲シタルトキハ当会社ハ損害填補ノ責ニ任セズ

第十四條 保険ノ目的火災ノ爲メニ損害ヲ生シタルトキハ当会社之ヲ調査シ必  
要アル時ハ一時目的ヲ保管シ又ハ他ニ移轉スルコトアルヘシ

第十五條 損害ハ保險契約者又ハ被保險者ヨリ第十三條ノ手續ヲ爲シタルヨリ三十日以内ニ之ヲ填補スルモノトス但當公社ニ於テ本項ノ期間内ニ必毎十  
ル取調ヲ終了スルコト能ハサルトキ又ハ修繕、再築ヲ以テ損害ヲ填補スル場  
合ハ此限リニアラス

第十六條 損害ハ通常通貨ヲ以テ填補スルモノトス但當公社ノ都合ニヨリ現品  
ノ交付又ハ修繕、再築等ノ方法ヲ以テ之ニ代フルコトアルハシ

第十七條 尤ニ場クル損害ハ當公社填補ノ責ニ任セス

一、保險契約者又ハ被保險者ノ故意又ハ重大ナル過失ニ因リ生シタル損害

一、火災ノ際保險ノ目的紛失シ又ハ竊取セラレタルヨリ生シタル損害

一、保險ノ目的ノ性質、瑕疵又ハ自然ノ消耗ニ依リ生シタル損害

一、原因ノ直接ナルト向接ナルトヲ向ハス戦争、暴動、一擧其セノ事變ノ爲

メニ生シタル火災及其延燒其セノ損害

一、原因ノ直接ナルト向接ナルトヲ向ハス地震又ハ噴火ノ爲メニ生シタル火災  
及ヒ其延燒其セノ損害

一、保險ノ目的中ニ存在シ又ハ其目的ニ附屬スル汽鐘、汽機其他機械ノ破裂

又ハ火災ノ爆発ノ爲メニ生シタル火災其セノ損害

一、保險契約者又ハ被保險者カ法律命令ニ違反シタルニ因リ生シタル損害

第十八條 動産保險ノ場合ニ於テ保險契約者又ハ被保險者カ帳簿其セ正確ナル  
方法ヲ以テ損害額ヲ証明スルコト能ハサル時ハ其不明瞭ナル部分ニ付テハ當

公社ハ損害填補ノ責ニ任セス

第十九條 保險ノ目的カ火災ニ罹リタル時ニ於ケル其ノ目的ノ價格カ保險金額  
ヨリ多キトキハ當公社ハ目的ノ價格ト保險金額トノ割合ニヨリ損害ヲ填補ス

ルモノトス

保險ノ目的ニ個以上アルトキハ各個単独ニ前項ノ割合ニ依ルモノトス

保險ノ目的ノ價格カ保險金額ヨリ寡キトキハ其價格ヲ限リ損害ヲ填補スルモ  
ノトス

保險契約者又ハ被保險者カ損害ノ防止ニ要シタル費用ハ當公社之ヲ負担セス

第二十條 保險ノ目的カ火災ニ罹リタル時其目的ニ付キ當公社ト同時ニ又ハ時

ヲ異ニシテ締結シタルセ、保險契約存在スル場合ニハ當公社ハ各被保險者ノ保  
險金額ノ割合ニ依リテ其損害ヲ填補スルモノトス



第二十一條 保險契約、無効、失効又ハ解除ノ場合ニ於テハ既ニ受取リタル保險料ハ返還セサルモノトス但當今社ノ責ニ帰スヘキ事由ニ由タルトキハ無効ノ場合ハ全額、失効、解除ノ場合ハ其翌日ヨリ日割ヲ以テ計算シタル保險料ヲ返還スヘシ

前項ノ場合ニ於テ保險期間カ一ケ年ヲ超ユルトキハ當今社カ全額保險料ノ責ヲ免レタル契約年度ニ於テ既收保險料ハ之ヲ返還スルモノトス

第二十二條 保險ノ目的、價格又ハ損害ニ付キ當今社ト保險契約者若クハ被保險者トノ向ニ異議ヲ生シタルトキハ双方ヨリ一名ツ、評價人ヲ選任シ之ヲ評價セシムルモノトス評價人ノ意見一致セザルトキハ評價人合意ノ上一名ノ仲裁人ヲ選任シ之ヲ判断セシムルモノトス

前項ノ判断ニ對シテハ異議ヲ主張スルコトヲ得サルモノトス

第一項ノ評價判断ニ要スル費用ハ双方半額ツ、之ヲ負担スルモノトス

第二十三條 保險ノ目的ノ一部ニ付キ損害ヲ生シタル場合ニ於テ其損害ヲ填補シタル時ハ保險金額ヨリ之ヲ控除シ其殘額ヲ以テ殘金ノ保險期間ノ保險金額トス

前項ノ場合ニ於テ其殘額カ保險金額ノ五分ノ一未滿ナルトキハ全部ノ損害ト見做シ保險契約ハ終了スルモノトス

第二十四條 保險契約者及ヒ被保險者、當今社ノ利益分配ニ與ル權利ナキモノトス

第二十五條 保險契約ハ期間満了ノ時ニテ継続スルコトヲ得此場合ニハ保險料ノ領收証ヲ以テ保險契約ノ継続ヲ証スルモノトス

第二十六條 保險証券ノ書換又ハ再交付ヲ請求スルモノハ全額拾錢、保險証券一部ノ更正ヲ請求スルモノハ全額拾錢ノ半額ヲ當今社ニ支拂フヘシ

第二十七條 森林火災保險ノ場合ニ在リテ保險ノ目的タル立木ヲ伐採シタルトキハ被保險林地ニ存在スル場合ニ限リ火災ノ爲メニ其ノ伐採シタル木材ニ生シタル損害ヲ填補ス但根株及ヒ地被物ノ損害ハ如何ナル場合ニ於テモ之ヲ填補セス

符号	保險 / 目的	保險價格	保險金額	損害額	見積金額	填補金額	存貯金額

右之通相建康之ニ付貴社保險約款ニ基テ保証人連署ヲ以テ本書差出候也

昭和 年 月 日

住所 契約者

住所 保証人

× × 火災保險株式會社 御中

一 金	罹災狀況	保險 / 目的 / 及 / 收 / 款 / 物	保險契約		所在 / 地	保險 / 目的	所有 / 者 / 氏 / 名	契約店名 / 保險証号	火災狀況調書及損害見積書	
			自昭和 年 月 日 時 分	至昭和 年 月 日 時 分					出火 / 日時	出火 / 場所
内訳			自昭和 年 月 日 時 分	至昭和 年 月 日 時 分					昭和 年 月 日 時 分	出火 / 場所

損害見積金額

森 林 火 災 保 險 申 込 書

証 果 番 号 森

昭和 年 月 日

X X X 火 災 上 火 火 災 保 險 株 式 公 社 知 事

所 在 地 申 込 人

貴 社 火 災 保 險 申 込 書 申 込 額 及 上 下 記 申 込 額 申 込 保 險 申 込 便 也

保 險 金 額	保 險 期 間	日 月 年	日 月 年	明
		至 昭 和		
見 積 額	料 率	料 率	料 率	回 積
所 在 者	氏 名	所 在 地		
保 險 所 在 地	所 在 地	所 在 地		

地	林 地	所 在 地	氏 名		
	林 地	所 在 地	所 在 地		
( 樹 ) 木 及 保 險 金 額 内 訳					
樹 種	樹 齡	見 積 本 数	見 積 價 額	保 險 金 額	料 率
合 計					
保 險 目 的 = 林 地 火 災 保 險 申 込		公 社 名	金 額	期 間	保 險 金 申 込 場 所
本 保 險 目 的 = 林 地 火 災 保 險 申 込					取 扱 店

2. 運送保險 (Transportversicherung. Binnentransportversicherung)

陸上運送の運搬器具、貨物、湖川、湖沼運送の船舶又は其の積荷、或は債権又は責任等を事故の客体とする保険を普通に運送保険と称し、其の意義は於ては狭義の運送保険なり。之に因りて保険者の責を要ふ可き危険は、陸送にありては脱糞、火災、水災、暴風雨、衝突、顛覆、雪崩、強盗、其れ不可抗力に原因して生じたる破壊、漏損、汚損等の損害を担保し、損失の多少に拘らざるを填補す。又、湖川、湖沼にありては水災、火災、沈没、衝突、水揚、顛覆、其れ不可抗力に近因したる破壊、漏損、汚損等より生じたる損害は之を填補す。上記の狭義の運送保険に海上保険を加へて広義の運送保険と称す。故に広く運送保険と言へば一般運送契約の運送品に対する損害填補を目的とするものなるが故に、海上保険、航空保険も運送保険に属す。水災、普通に運送保険と言へば上述の如き狭義に於て使用するものにして、四陸運送に属するもの及び航空に属するものを包含せしめざるものなり。本保険の最重要なるものは運送契約 (Transportmittelversicherung) 及び貨物運送保険 (Gütertransportversicherung) にして、前者に於ては船舶、鉄道車輛、運搬自動車、其れ車輛を保障するものなり。後者に於ては、上述の如く貨物運送中に生じたる損害を填補せんとするものなり。

第 号

運送保險 火海上海 × × 保送運		保 險 價 額 全 額		保 險 金 額 全 額		保 險 料 (保險金百四・三) 金	
保 險 目 的 的 目		保 險 價 額 全 額		保 險 金 額 全 額		保 險 料 (保險金百四・三) 金	
運 送 道 筋 及 方 法 法 方 及 筋 道 送 運		損 傷 類 種 類 種		昭 和 年 月 日 發 送 運 送 品 受 取 場 所 (會)		運 送 品 引 渡 場 所 (會)	

保 險 株 式 會 社  
險 證 券

保 險 料	金
支 拂 料	一 時 拂
支 拂 金	支 拂 地
運 送 人	運 送 人
受 取 人	受 取 人

当 会 社 ハ 右 保 險 ノ 目 的 ニ 対 シ 昭 和 年 月 日 保 險 契 約 ヲ 取 結 ヒ タ ル コ ト 確 実 ナ リ 依 テ 危 險 ノ 発 生 ス ル コ ト ア ラ ハ 本 証 券 ニ 記 載 セ ル 填 補 ノ 種 類 及 ビ 裏 面 各 條 項 ノ 定 ム ル ト コ ロ ニ 從 ヒ 被 保 險 者 取 又 ハ 其 指 圖 人 ニ 対 シ 無 相 違 其 損 害 ヲ 填 補 ス ハ シ 為 俟 日 保 險 証 券 仍 テ 如 件

昭 和 年 月 日 二 於 テ 作 成 ス

東 京 市 X 区 X 町 X 丁 X 番 地

X X 海 上 火 災 保 險 株 式 會 社

保 險 契 約 者 啟

第 一 号 運 送 保 險 契 約 申 込 書

保 險 料	金
支 拂 料	一 時 拂
支 拂 金	支 拂 地
運 送 人	運 送 人
受 取 人	受 取 人

運 送 品 名	運 送 品 目	保 險 價 格	保 險 料 割 合	保 險 料	保 險 金 額	運 送 場 所	運 送 場 所	運 送 受 取 人	船 舶 / 名 稱 (船 積 / 場 合)	運 送 方 法	契 約 / 種 類
					金 百 円 ニ ヲ キ						

被 保 險 者 荷 送 人 荷 受 人

貴 會 社 所 定 運 送 普 通 保 險 約 款 各 條 項 ヲ 承 認 / 上 右 通 リ 運 送 保 險 契 約 申 込 候 也

昭 和 年 月 日

X X 海 上 火 災 保 險 株 式 會 社 運 送 部 御 中

保 險 契 約 者

3. 海上保険 (Marine Insurance, Sea Insurance, Seevericherung)

海上保険とは海上運送中に於ける財産を事故の害とする危険にして、船舶、積荷、運賃、希望利益等が火災、坐礁、膠砂、火災、衝突等の海上の危険に因つて生ずる損害を填補する保険なり。

4. 盗難保険 (Burglary Insurance, Diebstahlversicherung)

盗難保険とは盗難を事故とする財産保険にして、保険者は盗難によりて被りたる損害を填補するものとす。我國に於ける盗難保険の實際に於ては、保険者は保険契約に定めたる建物内に侵入したる者のために保険の目的を盗取又は毀損又は汚損せられたるに因り被保険者の被りたる損害を填補す、但し侵入及び盗難の日以後日没前に保る場合は特約に因らざれば其の填補の責に任せざるものなり。保険の目的は住宅に於ける衣類、寢具、家具什器、貴金属等家族並に雇入の所持品其他の家財一式とす。但し手形証書、帳簿、印類、勅章、免許、現金、印紙、切手其他各種の物品は担保せられざるを普通とす。書留封筒、有價証券は特約によりてのみ之を担保す。

海陸保険株式会社

××海上火災保険株式会社

昭和 年 月 日

御中  
 氏名  
 申込人  
 住所

海陸火災海上火災保険株式会社

保険金額	種類		金額	料率	保期	金至	通知	年月	日	日付	印
	種類	金額									
契約種類	所有者	町在	氏名	住所	保期	金至	通知	年月	日	日付	印
保険の目的											
種類											
目											

火災保険 - 附セテ、ル、財產品。



# 自動車保險申込書

× × 海上火災保險株式會社

御中

昭和 年 月 日

住所  
申込人  
氏名

貴社自動車保險約款を認り、上記、連日自動車保險申込書也

種類 <small>例：工業用車、用車、例車、 個人用車、營業用貨物車</small>	車名	馬力	警備番号	製造番号	様式 <small>例：ワゴン、セダン、トラック</small>	原動力	洗面数
保險價額	年	月	日	昭和 年 月 日	昭和 年 月 日	至 昭和 年 月 日	年
製造連年	年	月	日	新製	又	又	又
日常使用、地域	日常使用、地域						
目的所有者、職業	目的所有者、職業						
使用目的	使用目的						
保險料							
申す所乗用車料率 年							
使用目的 = 概算増 年 %							
他会社へ保険契約、有償サービス其種類、金額及期間							

特約	所在	構造	備考
衝突 = コロ 損害賠償責任、担保外不仕場合 賠償金額 450 ヲ減少スル場合 又、ハシロ除外不仕場合 損害賠償責任、増補制限ヲ 一定金額迄増加スル場合 其他 其他	基本料金 % 基本料金 % 増加金額、 % 増加 %	基本料金 % 割増 % 火災危険割増 (= 保険金額) % 火災危険割増 (= 除外) % 火災危険割増 (= 除外) % 火災危険割増 (= 除外) %	正味保険料 年
所在、於ては、被保險自動車、(衝突、火災、盗難) 及び其、損害事故ヲリタリヤ 種類、及、型式、名 原車製造会社(又、原車) 新車製造会社 原車製造会社(又、原車) 新車製造会社 原車製造会社(又、原車) 新車製造会社 原車製造会社(又、原車) 新車製造会社			
備考事項 備考事項 備考事項 備考事項			
取付店			



6. 汽鐘保險及び機関保險

(Boiler Insurance, Engine Insurance, Dampfmaschinenversicherung)

此は事故の目的を汽鐘及び機関なる財産に限定する財産保險なり。  
汽鐘保險とは汽鐘の破裂又は圧潰によつて主として汽鐘に生じたる損害を填補する保險にして、機関保險とは機関の破裂によつて生じたる損害を填補する保險なり。

蒸氣汽鐘、瓦斯發動機内等の爆発若くは其の他の故障によりて汽鐘、機関自体に受くる損害並びに火災其の他の外部的原因によりて受くる損害によりて必要となる資金の填補を目的とするものなり。

本保險は独立の保險として行ける、ことあると共に、また火災保險の一部として行ける、こともあり、之が独立の保險として行ける、場合には、汽鐘、機関の検査事故と併存的に行ける、を常とす。又、斯る場合には單に汽鐘、機関に生ずる損害のみならず、之の爆発、若くは火災によりて建物其他のものに及ぼす損害の填補をなすことあり。

7. 硝子保險

(Glass Insurance)

(Glaserversicherung)

此は硝子破損の損害を填補する保險なり。

之は高價硝子板、特に鏡硝子の破損のみを取扱ひたりしが故に、鏡硝子保險 (Special Glaserversicherung) とも稱せらるものなり。

併し乍ら、現在に於ては、各種の硝子に及び、陳列窓硝子、ドア硝子、机上硝子、柵硝子、並硝子、針金入硝子、化粧硝子等殆んど一切の硝子を取扱ふやうになりたり。

汽罐保險申込書

或 第 号 券 第 證

汽罐ノ制限压力	保險ノ目的 所在地	保險ノ目的、所有者、 住所氏名
	價額	保險金額

保險金額	保險期間
保險料	保險料 支拂方法
使用者、職業	
保險ノ目的、所有者ト保 險契約者ト異ル時ハ其事由	
他、保險契約ノ有無	
其他ノ事項	

右ニ通相違無シ候間汽罐保險契約相成度尤モ保險契約不成立ノ場合  
ニ於テハ相当ノ検査費用支拂可申汽罐普通保險約款承認ノ上申込候  
也

昭和 年 月 日 申込人  
××機關汽罐保險株式会在御中

硝子保險證書

硝第 號

保險契約者  
被保險者

一、保險金額 金

一、保險料 金

一、保險期間

自昭和 年 月 日 至昭和 年 月 日

午後四時

領收済

一、保險ノ目的ノ屬スル建物ノ所在及ヒ用法

一、保險金支拂場所

保險ノ目的及ヒ其ノ位置	頁數	各個ノ大サ	保險金額
		縱 横	單 價 合 計

當會社ハ昭和 年 月 日 前記ノ通り硝子保險契約ヲ締ヒ保險料ヲ  
領收シタルヲ以テ此證券裏面ニ記載ノ約款ニ據リ右保險ノ目的ノ破損  
ヲ保險スルモ也

昭和 年 月 日 於テ作成ス

××市×区×町×丁目×番地

××海上火災保險株式會社

硝子普通保険約款（前証表裏面記載）

第一條 当会社ハ此約款ニ従ヒ保険ノ目的カ偶然ノ事故ニ因リ被ルコトアルハ  
ニ破損ヲ填補ス

第二條 本保険契約ニ因ル当会社ノ保険責任ハ別段ノ合意ナキトキハ保険料ヲ  
領收シタルトキニ始マリ保険期間ノ最終日ノ午後四時ヲ以テ終ル

第三條 本保険契約ノ担保スル保険ノ目的ハ特約アルニ非サレバ建物ニ突着シ  
若クハ建物ノ常用ニ使スル附屬物ノ厚板硝子及ヒ厚サニ概以上ノ窓硝子ニ限  
ル

門、障壁、物置、温室、其他ノ耐風建物ハ前項ノ建物ニ包含セス

第四條 当会社ハ此ノ場合ニ於テハ填補ノ責ニ任セス

一、保険契約者又ハ被保険者ノ悪意又ハ重大ナル過失ニ因リテ生シタル破損

ニ、保険契約ノ当時既ニ龜裂其他ノ瑕疵アリタル硝子ノ破損

三、原因ノ直接タルト間接タルトヲ向ハス火災、爆発、汽機、汽罐ノ破壊ニ

因リテ生シタル破損

四、原因ノ直接タルト間接タルトヲ向ハス地震、洪水、噴火、戦争、暴動

一、棒、同盟罷業其他ノ事象ノ為メニ生シタル破損

五、保険ノ目的ヲ取付ケタル棒其他硝子以外ノ損害又ハ硝子ノ破損ニ因リテ

入蓄又ハ他物ニ共ハタル損害

六、取付後七ロ以内ニ生シタル破損

第五條 損害ノ填補ハ当会社ノ選擇ヲ以テ左記何レカノ方法ニ依ル

一、破損シタル硝子ト各種ノ硝子又ハ其代金ヲ交付ス

ニ、破損シタル硝子ノ保険金額ヲ現金ニテ交付ス

前項何レノ場合ニ於テモ硝子ノ取付及ヒ其費用ハ被保険者ノ負担トシ且破損

シタル硝子ハ当会社ノ所有トス

第六條 此ノ場合ニ於テハ保険契約ハ無効トス

一、保険契約ニ尚シ保険契約者又ハ被保険者ニ詐偽ノ行為アリタル時

ニ、保険申込ノ当時合一ノ目的ニ付キ也ノ保険者トノ間ニ締結シタル硝子保

険契約カ存在スルコトヲ知リテ之ヲ申込書ニ明記セサルトキ

三、他人ノ為メニ保険契約ヲ締結スル者カ其旨ヲ申込書ニ明記セサルトキ

第七條 保險ノ目的ガ本保險契約ヲ以テ担保セル損害ヲ被リタル時其目的ニ付キ當会社ト同時又ハ時ヲ異ニシテ締結シタル也ノ確テ保險契約存スル場合ニハ當会社ハ各保險者ノ保險金額ノ割合ニ依リテ其損害ヲ填補ス

第八條 保險契約者又ハ被保險者ハ左記ノ場合ニハ遲滞ナク當会社ヘ申出テ保險証券ニ承認ノ裏書ヲ受ケヘシ

- 一、建物ノ移動、改造、増築、又ハ修繕ヲ爲サントスルトキ
- 二、保建契約者又ハ被保險者ノ責ニ帰スヘカフサル事由ニ因ルト否トヲ向ハス保險ノ目的ニ著シク危険ノ増加又ハ変更アリタルトキ
- 三、保險ノ目的ト共ニ本保險契約ニ因リテ生シタル權利ヲ他人ニ譲渡シタルトキ

前項ニ依ル承認裏書ノ請求ヲ爲サ、ルトキハ本保險契約ハ第一項各号ノ事實ヲ生シタル時ニ適リテ其ノ效力ヲ失フ  
當会社ニ於テ第一項ニ依ル承認裏書ノ請求ヲ受ケタルトキハ第一項各号ノ事實ヲ生シタル時ニ適リテ本保險契約ヲ解除シ又ハ割増保險料ヲ徵集スルコトアルハシ

第九條 保險契約ノ無効、失効又ハ解除ノ場合ニ於テ當会社ハ既ニ受取リタル保險料ハ返還セス但當会社ノ責ニ歸ス可キ事由ニ出テタルトキハ無効ノ場合ハ金額大減解除ノ場合ハ其翌日ヨリ日割ヲ以テ計算シタル保險料ヲ保險契約者ニ返還ス

第十條 當会社ハ本保險契約ノ存続中何時ニテモ保險ノ目的ヲ検査シ事故ノ發生ヲ惹起スヘキ虞アル器物又ハ装置ノ除去又ハ移轉ヲ請求スルコトヲ得  
正当ノ理由ナクシテ前項ノ請求ニ應セサルトキハ當会社ハ其以後ニ發生スル保險ノ目的ノ破損ニ對シ填補ノ責ニ付セス

第十一條 被保險者ハ事故發生ノ場合其ノ損害ノ増大又ハヒ之ニ關係シテ起ルヘキ新ナル損害ノ發生ヲ防止シ且現存物ヲ當会社ノ爲メニ安全ニ保存スルコトヲ要ス

前項ノ義務ニ違反シタルトキハ當会社ハ之ニ依リテ被リタル損害額ヲ見積リテ支拂フヘキ保險金ト相殺ス  
當会社ハ損害防止ノ費用ヲ填補セス

第十二條 被保險者ハ事故發生シタルトキハ遲滞ナク之ヲ當会社ニ通知シ更ニ

十五日以内ニ事故及ヒ損害ノ明細書ヲ作成シ一名以上ノ保証人ト連署捺印シテ当会社ニ填補ノ請求ヲ為ス可シ当会社ヨリ説明証明等ヲ請求シタル事項ニ付テハ運滞ナク誠実ニ其説明証明等ヲ為スハシ  
被保険者カ詐偽ノ目的ヲ以テ前項ノ書類又ハ説明証明等ニ不正ノ表示ヲ為シタルトキハ当会社ハ損害填補ノ責ニ任セス  
当会社ハ被保険者ヨリ第一項ノ請求ヲ受ケタル時ヨリ拾日以内ニ損害額及ヒ填補ノ方法ヲ決定シテ之カ填補ヲ為ス  
但調査未了ノ場合ハ此限ニ在ラス

第十三條 保険ノ目的ノ一部ニ付キ当会社カ損害ヲ填補シタルトキハ其割合ニ付キ本保険契約ハ其效カヲ失フ但入替ノ日ヨリ起算シ保険期間ノ満了ニ至レ迄ノ日割保険料ヲ当会社ニ支拂フ場合ハ其入替タル硝子ニ付キ保険契約ハ其效カヲ存続ス  
全期間ヲ通シ保険金ノ十分ノ五以上ニ相当スレ損害ヲ填補シタルトキハ本保険契約ハ終了ス但前項但書ノ規定ニヨリ日割保険料ノ拂込アリタル場合ハ入替タル硝子ハ契約ノ当初ヨリ損害ナカリシモノト看做ス

第十四條 保険ノ目的ノ價格又ハ損害額ニ付キ当会社ト保険契約者又ハ被保険者トノ向ニ異議ヲ生シタル時ハ双方ヨリ一名ツ、評價人ヲ選任シ之ヲ評價セシム評價人ノ意見一致セザルトキハ評價人合意ノ上一名ノ仲裁人ヲ選任シ之ヲ判断セシム

前項ノ判断ニ付シテハ異議ヲ唱フルコトヲ得ス  
第一項ノ評價及ヒ判断ニ要スル費用ハ当会社及ヒ保険契約者又ハ被保険者双方半額迄之ヲ負担ス

第十五條 保険契約者及ヒ被保険者ハ当会社ノ利益又ハ収益ノ分配ヲ受ケル権利ナシ

第十六條 保険期間満了シタルトキハ之ヲ継続スルコトヲ得此場合ニハ保険料ノ領收書ヲ以テ保険契約ノ継続ヲ証ス

8 誠実保険又は身元保証保険 (Fidelity Insurance)

本保険は扶圓に於ては信用保険と称せられ、独乙に於ては不誠実保険若くは私濟保險 (Vertrauensversicherung, Unterecklagungsversicherung) 若くは保証保險 (Garantieversicherung, Kautionsversicherung) と称せらるゝものなり。  
 本保険は他人の業務に於ける被保人が身元保証の代りに利用する保險なり。被保險者たる雇主に対く自己の利益を得る方法により故意に或雇上の損害を加へし場合に其損害の賠償をなす保險なり。即ち横領、持帶、私濟、竊取、詐取等の行爲によりて損害を加へし場合に保險者が雇主に対く其損害を填補する保險なり。

70.

信甲保使用人答辨書 申込附屬事項	
實向事項 (一) 父子兄弟其他近親者ノ氏名住所及職業 (二) 専(又ハ夫)子ノ有無及家族其他扶養マベキ人ノ數	

(三) 現雇主ニ雇入レラレタル年月日 既往十ヶ年向從事シタル職務及雇主ノ名称、所在並ニ職業 辞職若クハ解業ヲ爲シ又ハ解雇サレタルコトアラバ其事由	
(四) 既往五ヶ年ノ住所(番地、他人ト同居セシトラバ其氏名矢)	
(五) 教育ノ程度、学校ノ名称所在及在學ノ年月、信仰スル宗教アラバ其名称	
(六) 信用ヲ表明スル賞状、證明書等アラバ発行所ノ氏名住所及職業	
(七) 雇主ヨリ受ケル俸給等以外ニ所得アラバ其種類金額	
(八) 自己又ハ他人ノ爲メ若クハ他人ト共	

由シテ使保セル事業アリヤ 内現住所ハ自宅ナリヤ、借家ナリヤ又 ハ会居若シクハ下宿ナリヤ 何所有、或産アラバ其積算及所在 由負債アラバ其金額原因及償却ノ方法 由権主ニ対シ提供セル身元保証品、身 元保証人アラバ其種類金額氏名住所 及職業 由現権主ニ産入ラル、ニ付推薦者アラ バ其氏名住所職業 由全一地方ニ住所シテ一戸ヲ築セル意 意ノ者ハ幾キ時ハ由ニ住居スル者 二名以上ノ氏名、住所及職業(第一 項ニ記載セル親戚又ハ前権主ヲ除ク) 由昔会社又ハ世ノ会社ハ信用保険ヲ申									
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

社名 〇ハ上級貴会社ノ質問ニ對シ誠實ニ答ヘタルモ、二月之候也 昭和 年 月 日 夏 籍 現住所 戸主トシテ、捺印 及記名捺印 年 月 日生 ××火災海上保険株式會社 御中	〇ハ上級貴会社ノ質問ニ對シ誠實ニ答ヘタルモ、二月之候也
--	-----------------------------

(注意)本書ノ答辭ハ成ルルタケ詳細ニ御記入相成度候



信用保証被保険者（雇主）答辯書

使用人

右使用人ニ関シ貴会社信用保証契約締結ノ為メ左記上段ノ質問ニ対シ下  
段ノ通り相答ヘ申候

(一) 雇入レタル年月、使用人トシテノ資格、担当セシムル職務、要領及範圍	
(二) 使用人ノ身元ヲ担保スル保証品又ハ保証人アラハ其種類金額及氏名住所職業	
(三) 給與スル給料、奖金及手当	
(四) 金銭、有價証券又ハ高品ヲ取扱ハシムルコトアリヤ、アラバ其一回最大ノ金額又ハ價格	
(五) 取扱ハシムル金銭勘定及ヒ留置否ク	

ハ保管セシムル現金現品ノ検査方法及其回数

(六) 使用人ニ現金セシムル時ハ一定ノ領收証用紙ヲ用ヒ世ノ使用人ヲシテ作成セシメラル、マ、領收証用紙ノ取扱方法	
(七) 取引先ニ対スル未済勘定ニ付テ使用人ノ手ヲ經ズシテ被保険者（雇主）ヨリ直接ニ取引先ヘ通知又ハ照会スルコトアリヤ、アラバ其方法及回数	
(八) 銀行帳、現金出納簿ハ如何ニシテ検査シ、何人ガ為スヤ	
(九) 重要印類及小切手、株券、債券等ノ用紙類ノ取扱保管ノ方法	
(十) (イ) 金銭、有價証券ハ如何ナル場	

所ニ仕舞置カル、ヤ(ロ) 鍵ノ保管 ハ何人カ爲スヤ(ハ) 残高又ハ在高 ハ何人ガ何時検査スルヤ	(由) 決算又ハ棚卸ノ時期及回数	(由) 諸勘定ノ残高ハ毎日照会セラレ、ヤ 残高不照会ノトキハ如何ニ表分セラ ル、ヤ	(由) 担当セシムル職務ニ由シ目下不整理 若クハ疑ハシキ策ナキヤ、又前任者 ヨリ引継ノトキ不都合若クハ不分明 ノ策ナキヤ	(由) 是迄前記使用人又ハ世ノ雇人ノ爲メ ニ損害ヲ受ケタルコトアリヤ、アラ バ英領事ノ大略	(由) 持ニ使用人ニ対シ獎勵及監督ノ方法
---	------------------	---	---	---	----------------------

右ノ通り相違無之候也	住所 鎌業 被保険者(産主)	昭和 年 月 日	火災海上保険株式会社 御中
------------	----------------------	----------	------------------

9 信用保険 (Credit Insurance)

此は債権者が支拂不能に陥リたる場合に債権者に蒙ラシムル損失を填補  
 する保険なり。此には売掛金信用保険 (Vorauszahlungsvericherung) 金銭信用  
 保険 (Finanzkreditversicherung) 貸付信用保険 (Pachtkreditversicherung) 抵当信用  
 保険 (Hypothekendarlehnversicherung) などの種類がある。

實業全通用保険は常用保険の中に最も一般的に行はれるものなり。

10 輸出信用保険 (Export-Credit Insurance)

これは対外貿易に於ける金融上の損害を填補する保険なり。本保険には二種類あり、第一は輸出高が輸出品の代金取立の爲め振込せる手形につき輸出高若しくは其の手形を割引せる銀行が輸入商の支拂拒絶又は其の支拂不能によりて被る損害を填補する保険なり。第二は輸出高が輸出貿易上蒙る損害によりて支拂停止をなす場合に銀行の蒙る損害を填補する保険なり。前者は現今英・独・米等の諸國に於いて行はれて相當の好結果を挙げつゝあるものなるが、後者は独乙に於いて試みつゝある保険なり。

11 航空機保険 (Aeroplane Insurance)

これは航空機体保険 (Flugzeugkörperversicherung) 航空輸送保険 (Lufttransportversicherung) 航空機火災保険 (Flugunfallversicherung) 航空傷害保険 (Flugunfallversicherung) を合して居ること付合も自動車保険と相俟せる處存す。元來本保険は航空機が実用に供せられる様になりて最近の所産にして、其の範を路上の高速運搬具たる自動車に乘りたるものなり。

12 雹害保険 (Hail Insurance)

これは農作物が雹害の爲めに蒙る損害を填補する保険なり。本保険は農家の経済を保護する上に於いて頗る必要なるが、雹害が其発生不規則なること、其の発生に際して及ぶる地域に亘り被害が公平に惹起する等の爲めに、適當の保険料算出が困難なり。

13 家畜保険 (Cattle Insurance)

家畜保険は家畜の傷害、疾病、瘧死、撲殺、盗難等によりて生ずる損害を填補する保険なり。木炭喰は前述の雹害保険と共に農家の経済にとつては重大なる意義を有するものなるが、本保険事故に対する基礎統計が完全ならず、且つ被保険物件の類似性の爲めに認識の困難なること、且つ危険少なからざるを以て実行の困難性を有するが故に、國家の保護と監督の下に、小地域に於ける組合単位となり、其の聯合組織によりて経営されることと最も其の可能性多きものなり。

本保険に於て重要なるものは家畜生命保険 (Viehlebenversicherung) 特に獸疫保険 (Seuchenversicherung) と家畜火災保険 (Viehfürversicherung) となり。本

邦に於ては昭和四年九月一日より家畜保険を施行し、家畜保険組合を中心として、家畜の斃死によりて生ずることあるべき損害を填補すること、せり。

14. 財産生命保険 (Sachlebenversicherung)

財産生命保険は物的財産に於ける金銭的價値の維持及び回復を目的とする財産保険なり。此の場合の所謂財産は物的財産に限定せられ、無形財産、例へば貸付金、預金、債権、營業権等の財産は保険の目的となり得ざるものなり。

而して本保険を財産生命保険と命名せし理由は、財産保険に於ても生命保険と同様に長期契約によるものを実行せんとする旨意に適應するため、物如財産にも人向と公様に生命が存在すると看做し、之を吾國に所謂養老保険と公様に取扱の下に置かんとするにあり。故に之は勿論生命保険に非ずして、純然たる財産保険なり。

保険期間の全年限に亘りて修繕の必要全く無かりし場合に於ては、本保険に加入するより自ら減價銷却を実行する方が有利なり。即ち修繕積立金と減價銷却金と毎年一定の割合を以て積立つものなるが故に、年を越せば相當の額に達し得ざるものなり。従つて若し意外に早く巨額の修繕を必要とするに至

りし場合には、其積立金を以ては其必要額を支拂することを得ない。然るに本保険に加入するときはその必要額の支給を受けることが容易なり。この点は結局、貯蓄と保険との比較と公様なる条件となると思はざるものなるべし。修繕費は偶然と關係して生ずる場合少からざるが故に、本財産生命保険の意義が存するなり。

15. 郵便物保険 (Postsendungsvericherung)

これは官設郵便局を通じて封書の郵便或は小包を以て有價証券、為替、小切手、紙幣、鑄貨、貴金屬、寶石等を運送する場合に生ずる保険なり。此の如く、有價証券の郵送に対する保険は有價証券郵送保険 (Wertsachenversicherung) と稱せらる。

16. 旅行手荷物保険 (Reisegepäckversicherung)

これは旅行者が自己の家族並びに従者の必需品として旅行に携帯する一切の物品を衣類とする保険なり。故に衣服及び一切の牛乳品、化粧品、食料品、嗜好品を包含すれ共、高品はたとへば手荷物となり居ると保険より除外せらる、なり。

英國 Scottish Union & National Assurance Co. の營業する諸種の保険中に於て、

二、三特殊なるものを選び出せば次の如きものがある。

17. *Wreckers Insurance.*

The policy of the company include the following benefits: -

- (1) Liability to the public. -
- (2) Damage to insured's property.
- (3) Damage to wreckers installation. (including accessories)

18. *Golfers Policy.*

Policies are issued by the company to members of golf clubs insuring against: -

- (1) Public liability.
- (2) Burglary and/or theft.
- (3) Fire.
- (4) Breakage of golf clubs.
- (5) Personal accident.

19. *Insurance of Salaries and Wages on other means in transit in transit from and to Bank for Messengers.*

第二節 人事保険

(*Personal Insurance, Personensicherung*)

人間の生命身体又は人事関係等に対する特定なる事件を事故とする保険なり。其の主なるものは次の如し。

1. 生命保険 (*Life Insurance, Lebensversicherung*)

生命保険とは人間の死亡又は生存を事故とする人事保険なり。

A. 死亡保険 (*Insurance in case of death,*

*Ordinary whole life insurance, Todestfallversicherung*)

死亡保険とは死亡を事故とせる生命保険にして、被保険者の死亡に於りて保険金の支拂を爲す保険なり。之を細別すれば

イ. 終身保険 (*Whole or straight life policies, Lebenslangliche Versicherung*)

とは保険契約が被保険者の全生存期間中継続するものにして、即ち被保険者死亡の場合に保険金の支拂を爲す。

ロ. 定期保険 (*Term policies, Versicherung auf Zeit*) とは契約期間内に被保険者が死亡せる場合にのみ保険金の支拂を爲す。

B. 生存保険 (Insurance in case of life.)

*Versicherung auf Lebensfall, Lebensfallversicherung*)

生存保険とは生存を事故とする生命保険にして、被保険者の生存を条件として保険金の支拂を爲す。之を細別すれば

- イ、純養老保険又は老年保険 (Pure Endowment Insurance) とは被保険者が一定期間末に於いて生存せる場合に於ての一定の保険金の支拂を爲す。其の期間以前に死亡せる時は保険金の支拂を爲さず。但し此の場合に於いては押込済の保険料の大部分は返還するを通常とす。
- ロ、教育資金保険、嫁資保険、少年少子保険等之に屬す。
- シ、混合保険又は養老保険 (Mixed Insurance, Endowment Insurance, Gemischtversicherung)

上記二種の保険を結合せしめ一定期間生存せし場合にと、合定期間内に死亡せる場合に於ては保険金の支拂を爲す、生命保険なり。之を生死混合保険と稱す。又一般に養老保険と稱せらる、此の保険なりとす。

此の外に生命年金 (Life Annuity) 或は年金保険 (Rentversicherung)

と稱せらる、生命保険あり。此は保険者は一定の金額を支取りおき、之に對して被保険者に生死を條件として年金を支拂ふものなり。吾國現行郵便年金は此の一種なり。然れ共保険は原則として一時金保険とす。

第 號

利益分配附

養老生命保險證券

一、保險金 圖也

命 生 × ×

契約日及び保險期間、始期	昭和 年 月 日	保險契約人
種類	格 年 滿 期	被 保 人
満期日	昭和 年 月 日	保險金受取人
毎 年 保 費 料		



備考	飲酒ノ量	実父	実兄弟	実姉妹	配偶者	実子
紅旗及配偶者ノ年齢、使否	死シタルトキハソノ年齢、病名ヲラビニ経過年数					
常備医ノ住所及氏名						
此申込御承認前ニ身体ニ異状ヲ生シタルトキハ更ニ受診ノ上承諾ヲ求ムヘシ						
今貴会社利益配当附普通保険約款及保険料額知ノ上契約申込候就テハ申込書記事項並醫士ニ対スル陳述ハ詐欺隱蔽等意モ無シ確実ナルコトヲ誓言仕候也						
契約者ハ保険金受取人ヲ指定又ハ変更スル権利ヲ留保						
昭和 年 月 日						
自今ハ本契約ニ合意ノ上連署致候也						
職業						
被保険者ノ関係						
契約者						
被保険者						
X X 生命保険株式会社 御中						
割増承認其他特別条件記入欄						

(注意) 保険契約者ニシテ保険金受取人指定又ハ変更スル権利ヲ留保ヲ欲スル者ハ「ハ」ニ印セザル者ハ「セ」ト記入スヘシ

目下自覚状態	指婚年齢	親族	現在年齢	実否	死亡年齢	死因	死後年数
肥弱有無	同居者中傳染病(梅毒、結核又ハノ類)有無	父祖父母	母祖父母	方祖父母	方祖父母	方祖父母	方祖父母
飲酒ノ量	既往ノ疾患外傷ノ有無	兄弟	姉妹	子	月終妊娠	分娩	早産
自己及家族ノ常時醫	及時日養症経過主治醫	実父	実母	実兄弟	早産	早産	早産
氏名住所等		実兄弟	実兄弟	実兄弟	早産	早産	早産
右列記事項ハ昭和 年 月 日附申込シタル被保険者		実兄弟	実兄弟	実兄弟	早産	早産	早産
達意ノ候		実兄弟	実兄弟	実兄弟	早産	早産	早産
昭和 年 月 日		実兄弟	実兄弟	実兄弟	早産	早産	早産
X X 生命保険株式会社 御中							

(注意) 告知書ハ診査醫ニ於テ必ズ直接同診ノ上自筆記載シ保険契約者及被保険者ノ署名捺印(自署名)ヲ求ムラレタシ

告知書

告知書

告知書







第 式 類 第

號

徴 収 保 険 證 券

保 険 契 約 者  
被 保 險 者  
保 險 金 受 取 人

敷 敷 敷

一 保 險 金 額 金

圓 也

一 確 定 配 當 金 額 金

圓 也

一 保 險 種 類

第 式 類

年 拂

一 保 險 料

拂 金

一 保 險 契 約 日

昭 和 年 月 日

一 保 險 料 拂 込 最 初 日

昭 和 年 月 日

一 保 險 料 拂 込 期 日

年 月 日

一 保 險 金 支 拂 ノ 事 由

(一) 被 保 險 者 カ 抽 籤 ニ 由 リ 在 営 二 年 制 又 ハ 二 年 以 上 制

保 險 加 入 申 込 に 際 し 醫 師 ノ 診 査 を 受 累 す る を 一 ノ 特 徴 と す 。 然 れ ども 之 が 殆 多 數 ノ 疾 病 者 、 虚 弱 者 等 が 被 保 險 者 と なる 危 險 存 在 する 故 に 、 保 險 事 業 經 営 ノ 堅 實 を 保 持 せ ん と す る の 目 的 に て 之 を 防 止 す る 為 一 策 として 保 險 料 支 拂 一 年 以 内 に 死 亡 せ ず 時 付 死 亡 迄 に 拂 込 可 き 保 險 料 に 相 當 す る 金 額 を 支 拂 込 、 保 險 契 約 ノ 効 力 終 止 後 一 年 半 以 内 に 死 亡 せ ず 時 付 保 險 金 額 ノ 半 額 を 支 拂 込 、 其 後 に 死 亡 せ ず 時 付 契 約 ノ 保 險 金 額 を 支 拂 込 べ ば と す 。

三、 徴 収 保 險

二 は 生 命 保 險 ノ 形 式 を 應 用 せ ず 保 險 に し て 單 に 生 存 ノ 旨 を 危 險 と せ ば 、 徴 収 證 券 に 違 じ 徴 収 契 約 者 等 加 入 事 故 と し 、 保 險 金 ノ 支 拂 額 亦 生 命 保 險 契 約 者 等 加 入 事 故 に入 営 中 ノ 諸 経 費 及 び 家 族 扶 養 等 ノ 為 め 生 ず る 危 險 を 介 散 し 、 以 て 経 済 ノ 弊 害 を 維 持 せ ん と す る 生 存 保 險 存 在 。

ノ兵種ニ合格入営シタルトキ保險金ノ全額  
 被保險者カ抽籤ニヨリ在営二年未滿期ノ兵種ニ合  
 格入営シタルトキ保險金ノ百分ノ八十  
 被保險者カ一年志願兵一年現役兵現役志願兵又ハ  
 海軍志願兵條例ニ由ル志願兵ニ合格入営シタル時  
 正ニ滿年ニシテ教育召集ニ應ジタルトキ保險金  
 ノ百分ノ八十  
 陸軍士官学校海軍兵学校海軍機関学校海軍經理学  
 校生徒トナリタルトキ海軍預備生徒海軍預備練習  
 生徒クハ陸海軍本誌学生生徒トナリタルトキ保險  
 金ノ百分ノ八十  
 本會社ハ前記ノ保險契約者ト本誌表ノ裏面ニ記載セル普通保險約款ノ做  
 兵保險契約ヲ締結シタリ仍テ昭和 年 月 日東京市本會社ニ於テ本証  
 券ヲ作成シ保險契約者ニ交付スルモノ也  
 東京市×区×町×丁目×番地

××做兵保險株式會社  
 取締役社長 何某

做兵普通保險約款（前記表裏面記載）

第一條 保險契約ニ關スル本會社ノ責任ハ保險契約者ヨリ一時拂又ハ第一回保  
 險料ヲ領收シタル日ヨリ始マルモノトス  
 第二條 被保險者カ做兵検査ヲ受ケ合格入営シタル場合其合格入営カキノ第一  
 号第二号第三号ノ一ニ該当スルトキ若クハ第四号ニ掲ケタル学生、生徒タル  
 身分ヲ取得シタルトキハ各号ニ定ムル保險金又ハ保險金及確定訖當金ヲ保險  
 金受取人ニ支拂フヘシ  
 一、抽籤ニ由リ在営二年制又ハ二年以上制ノ兵種ニ合格入営シタル者、第一  
 類ニアリテ保險金ノ全額及確定訖當金（保險金ノ百分ノ五）但シ兵制ノ  
 改正ニヨリ將來在営期間ノ短縮セラレタル場合ト雖モ保險金ハ其全額ヲ支  
 拂フモノトス  
 二、抽籤ニ因リ在営二年未滿期ノ兵種ニ合格入営シタル者、第一類ニアリテ

ハ保險金ノ百分ノ八十、第二類ニアリテハ保險金ノ百分ノ八十及確定配当金ハ保險金ノ百分ノ五) 但シ前号但書ノ場合ヲ除ク

三、一年志願兵、一年現役兵、現役志願兵ハ徵兵令第十二條、徵兵事務條例

第三十三條) 又ハ海軍志願兵條例ニ由ル志願兵ニ合格入営シタル者、並ニ

補充兵ニシテ教育召集ニ應ジタル者、第一類ニアリテハ保險金ノ百分ノ八

十、第二類ニアリテハ保險金ノ百分ノ八十及確定配当金ハ保險金ノ百分ノ五)

四、陸軍士官学校生徒、海軍兵学校生徒、海軍械肉学校生徒、海軍整理学校

生徒、兵籍ニ編入セラル、海軍預備生徒(連信省所管商船学校学生及神戸

高等商船学校生徒) 海軍預備練習生、若クハ陸海軍仮託学生、生徒タル身

分ヲ取得シタル者、第一類ニアリテハ保險金ノ百分ノ八十、第二類ニアリ

テハ保險金ノ百分ノ八十及確定配当金ハ保險金ノ百分ノ五)

第三條 被保險者カ前條ニ掲ケタル第一号第二号第三号ノ兵隊ニ服セサルトキ

又ハ第四号ノ学生、生徒タル身分ヲ取得セサルトキハ第一類ニアリテハ既ニ

拂込ミタル保險料ノ全部第二類ニアリテハ既ニ拂込ミタル保險料ノ全部及確

定配当金ハ保險金ノ百分ノ五) 又保險契約者ニ拂返スモノトス

第四條 被保險者カ滿二十歳ニ達スル以前ニ於テ死シタルトキハ保險契約ハ

之ニ因リテ消滅シ会社ハ既ニ拂込ミタル保險料ノ全部ヲ保險契約者ニ拂返ス

モノトス、若シ滿二十歳ニ達シタル後ニ於テ死シタルトキハ前條ノ規定ニ

據ルモノトス

第五條 第二條ニ據ル保險金並ヒニ確定配当金ハ被保險者カ入営シタルトキ又

ハ当該学生、生徒タル身分ヲ取得シタル時ニ支拂フ可キモノトス、入営シタ

ルトキハ現業ニ入営シタル場合ヲ指示シ入営ノ際身体検査ノ結果即日帰郷ヲ

命セラレタル者ハ入営者ト看做サス

被保險者カ滿二十歳ニ達スル以前ニ於テ入営シ又ハ当該学生、生徒タル身分

ヲ取得シタルトキハ保險金並ニ確定配当金ハ被保險者カ滿二十歳ニ達シタル

トキニ於テ支拂フヘキモノトス但シ既ニ入営シ又ハ学生、生徒タル被保險者

カ滿二十歳ニ達セシテ死シタルトキハ此限ニカラズ、此場合ニハ死シノ

時ヨリ滿二十歳ニ達スヘキ期間ニ對シ年四分五厘ノ利率ヲ以テ割引シタル金

額ヲ死シタル時ニ於テ支拂フヘシ

若シ被保險者ノ入営ノ時期又ハ当該学生、生徒タル身分取得ノ時期カ滿二十

歳ヲ起ニルコト大ケ月以上ナルトキハ保険金並ニ確定配当金ノ支拂ニ付シ満  
二十歳ニ達シタル日ヨリ入替又ハ入替ノ日迄ノ期間ニ付シ年四分五厘ノ利子  
ヲ附スルモノトス但シ月ノ端数ハ計上セズ

第六條 第三條ニ據ル保険料ノ拂戻並ニ確定配当金ハ第二條ニ規定スル文收ニ  
服セサルコト又ハ当該学生ノ生徒タル身分ヲ取得セサルコト決定シタル時ニ  
支拂フハキモノトス

前項ノ決定カ滿二十歳以前ナルトキハ滿二十歳ニ達シタル時ニ於テ支拂フハ  
キモノトス、若シ滿二十歳ヲ超エルコト大ケ月以上ナルトキハ保険料ノ拂戻  
並ニ確定配当金ノ支拂ニ際シ滿二十歳ニ達シタル日ヨリ請求ノ日迄ノ期間ニ  
付シ年四分五厘ノ利子ヲ附スルモノトス但シ月ノ端数ハ計上セズ

第七條 被保険者カ一旦補欠矢ニ編入セラレタルモ現収文補故ノタメ現収矢ト  
シテ追徴セラレタル場合ニハ第二條ニ據ル支拂ヲナスヘン但シ既ニ保険契約  
者ヨリ第三條ニ據ル支拂ヲ請求シ会社カ其支拂ヲナシタル後ナルトキハ此限  
ニ在ラス

第八條 第二條ニ據ル支拂ヲ請求スル場合ハ保険金受取人ハ此ノ書類ヲ提出ス

スヘン

一、保険金並ニ確定配当金請求書

二、市町村長ノ証明アル文收ニ付スル証明書若クハ当該学生ノ生徒タル身分

ニ付スル学校長又ハ之ニ準スル者ノ証明書

三、被保険者ノ戸籍謄本又ハ抄本

第九條 第三條ニ據ル支拂ヲ請求スル場合ハ保険契約者ハ此ノ書類ヲ提出スヘン

一、保険料拂戻金並ニ確定配当金請求書

二、市町村長ノ証明アル文收ニ付スル証明書

三、被保険者ノ戸籍謄本又ハ抄本

第十條 第四條ニ據ル支拂ヲ請求スル場合ハ保険契約者ハ此ノ書類ヲ提出スヘン

一、死亡拂戻金請求書

二、被保険者ノ死亡ヲ証明スヘキ戸籍謄本若クハ抄本又ハ之ト同一致カテ有

スヘキ官公文書

第十一條 会社ハ以上ノ請求書類ノ到達後三十日以内ニ拂渡ヲナスヘン但シ特

別ノ調査ヲナスヘキ場合ハ此限ニ在ラス

第十二條 保險契約者ハ何時ニテモ保險金受取人ヲ指定シ又ハ変更スル權利ヲ留保スルコトヲ得

保險契約者カ保險金受取人ヲ指定セル場合ハ保險契約者ヲ以テ保險金受取人ト看做ス

第十三條 保險料ハ一時拂ヲ除ク外最終拂込期日迄其期日毎ニ一ヶ年度分ヲ前拂スヘキモノトス、但シ保險契約者ノ便宜上保險料表ノ示ス所ニ由リ分割拂込ヲナスヲ得

第十四條 保險料拂込期日後六十日ヲ猶豫期間トス、此期間内ニ拂込マントスル時ハ七滞保險料ニ對シ年六分ノ利子ヲ附加スヘキモノトス

第十五條 保險契約者カ保險料ヲ拂込マズシテ第十四條ニ規定シタル猶豫期間ヲ超過シタルトキハ保險契約ハ其效カヲ失フモノトス

第十六條 前條ノ場合ニ於テ保險契約者カ契約ノ效カヲ失ヒタル後六十日以内ニ契約ノ復活ヲ請求スルトキハ本公社ハ年六分ノ利子ヲ附加シタル七滞保險料ヲ領收シテ契約ノ復活ノ手續ヲナスヘシ

第十七條 保險契約ノ當時保險契約者又ハ被保險者カ故意又ハ重大ナル過失ニ

因リ重要ナル事實ヲ告ケス又ハ重要ナル事實ニ付キ不實ノ事實ヲ告ケタルトキハ本公社ハ契約ノ解除ヲナスコトヲ得、但シ本公社カ其事實ヲ知り又ハ過失ニ因リテ之ヲ知ラザリシ時ハ此限ニ在ラス

前項ノ解除權ハ本公社カ解除ノ原因ヲ知りタル時ヨリ一ヶ月間ニ行ハサルトキハ消滅ス契約ノ時ヨリ五年ヲ經過シタルトキ不存シ

第十八條 保險申込書ニ記載シタル被保險者ノ年齢ニ錯誤アリタル場合ハ之ノ方法ニ據ル

一、錯誤ノ年齢カ實際ノ年齢ヨリ多カリシトキハ契約ノ当初ニ通り保險料ノ差額ヲ保險契約者ニ拂込シ且將來ノ保險料ヲ更正スヘシ

二、錯誤ノ年齢カ實際ノ年齢ヨリ少カリシトキハ契約ノ当初ニ通り保險料ノ不足額ニ一ヶ年百分ノ六ノ複利ヲ附加シテ領收シ且將來ノ保險料ヲ更正スヘシ若シ保險金拂渡ノ時期到達前ニ此手續ヲナサザリシトキハ保險料不足額ノ割合ヲ以テ保險金ヲ削減シ確定配当金ハ削減シタル保險金ヲ標準トシテ支拂フヘシ

第十九條 保險申込書ニ記載シタル被保險者ノ年齢ニ錯誤アリタル場合實際ノ

年終カ保費契約ノ當時本会社ノ保費料表ニ掲ケタル年終ノ純留外ナリシトキ  
ハ其契約ハ無効トシ従ニ拂込ミタル保費料ヲ拂戻スハシ

第二十條 保費契約有ハ何時ニテモ契約ノ解除ヲナスコトヲ得

第二十一條 第十五條第十七條第二十條ノ場合ハ既拂込保費料中ヨリ其十カノ

ニ又保費金額ノ百分ノ三ニ相当スル金額ヲ控除シ其差額ヲ拂戻金トシテ支拂

フヘシ、但五年拂及六年拂ハ保費料ノ拂込カ一年六ヶ月七半拂及十年拂ハ保

費料ノ拂込カニテ年ニ減タサレハ此支拂ヲナサス

第二十二條 入管率カ増加シ保費料算出ノ基礎ニ着シク影響ヲ及ホシ貴任準備

金及別金危険準備金ヲ以テスルモ支拂ニ不足スルトキハ法定積立金別途積立

金ヲ以テ充テ之ヲ以テスルモ尚不足スルト資本金ノ半額以上ナルトキハ本

会社ハ運務ナク主務官總ノ認可ヲ得テ之カ基礎ヲ変更シ保費金額ヲ適當ナル

額ニ変更スルコトヲ得、此場合ニ於テハ本会社ハ運務ナク保費契約者ニ之カ

通知ヲ察スヘン若シ本会社カ通知ヲ察セサルトキハ前記金額ノ変更ヲナスコ

トヲ得ス、但本文ノ変更ハ通知ノ日ヨリ其効カヲ生スルモノトス

前項ノ通知ヲ受テタル保費契約者カ本会社ノ指定スル保費料ノ増拂ヲ爲シ保

費金額ノ変更ニ代ヘンコトヲ請求スルトキハ其時ニ於ケル被保費者ノ年終カ

滿十五歳ヲ超ヘサル場合ニ限り本会社ハ之ニ應スヘシ但シ本文ノ請求ハ前項

ノ通知ヲ察シタル日ヨリ三十日間ニ其請求書ヲ察スルコトヲ要ス

第一項ノ通知ヲ受ケタル保費契約者カ契約ノ解除ヲ請求スル場合ニ於テハ既

拂込保費料中ヨリ其十分ノ二又契約時ノ保費金額ノ百分ノ三ニ相当スル金額

ヲ控除シ其差額ヲ拂戻スヘシ、但本文ノ請求ハ第一項ノ通知ヲ察シタル日ヨ

リ三十日間ニ其請求書ヲ察スルコトヲ要ス

入管率カ着シク減少シタル場合ニ於テハ本会社ハ主務官總ノ認可ヲ得テ保費料

算出ノ基礎ヲ変更シ保費料又ハ拂戻金ノ変更若クハ保費料ノ減額ヲ行フヘシ

第二十三條 本約款ニ於テ既拂込保費料トハ保費契約者カ實際支拂タル保費料

ヲ指示ス但大年拂、半年拂契約ニ於テハ第十九條ノ場合ヲ除ク外年拂ノ計算

ニ由ル

年終錯誤ニヨリ保費料ヲ訂正シタル場合ニ於ケル既拂込保費料ハ契約当初ニ

於テ拂込ムハカリシ保費料ヲ標準トス

第二十四條 保費金、確定拠当金及保費料拂戻金ノ支拂ハ支拂ノ事由發生シタ



ル時ヨリニヶ年以内ニ其請求ヲナサ、ルトキハ法律ノ規定ニ據リ其權利消滅スルモノトス

第二十五條 保險金、確定配付金及保險料拂戻金ハ本会社ノ本店ニ於テ保險証券及最後ノ保險料領收証ト併換ヘ拂戻スモノトス、但正當ノ事由ニ依リ保險証券及保險料領收証ヲ提出スルコト能ハサル場合ハ此限ニ在ラヌ

第二十六條 会社ハ年事業年度末決算ニ於テ生シタル利益金ノ百分ノ五以上ヲ決算時ノ株主總會ヲ了ノ日ニ於テ積立テ之ヲ保險契約利益配付準備金トシ保險契約ノ利益配付ニ充ツルモノトス但後次保險ニアリテハ明若四十二年五月一日以後ノ契約ニ限ル

前項ノ保險契約利益配付準備金ハ会社ノ経営スル保險ノ種別ハ後次生存養老等ニ依ヒ各年始責任準備金ニ比例シテ区分ス  
 後次保險ニアリテハ前項ノ後次保險ニ対スル利益配付準備金ハ前年度ヨリ繰超シタル後次保險ノ利益配付準備金アルトキハ之ヲ加ヘタル金額ノ百分ノ八十以上ヲ其年度利益配付割当金トシハ其金額ハ年五分ノ利率ヲ以テ積立シ次年度ニ繰超スヘシ  
 此利益配付割当金ハ其年度中ニ於テ被保險者カ満二十

歳ニ達スヘキ契約ニ対シ其年若保險料積立金ニ比例シテ割当テ置キ保險金ノ支拂又ハ保險料ノ拂戻其他保險契約ニ因リ支拂ヲナス場合ニ保險金受取人又ハ保險契約者ニ利益配付金トシテ支拂フヘシ  
 第二十七條 被保險者カ火災、宣告ヲ受ケタルトキハ法定期間ノ満了ノ時ニ死亡シタルモノト看做シ第四條ニ據ル取扱ヲナスヘシ  
 第二十八條 保險申込書記載ノ事項ニ変更ヲ生シタルトキハ直十ニ本会社ニ通知シ且之カ保險証券面記載ノ事項ニ変更ヲ生セシムル場合ニハ保險証券ノ訂正裏書ヲ請求スヘシ  
 第二十九條 保險証券ノ書換又ハ再交付ハ金二十錢訂正裏書ハ金十錢ノ手数料ヲ領收スルモノトス

再交付書換又ハ訂正ノ事由	訂正ノ年月日	再交付書換又ハ訂正ノ事由

(以上証券裏面記載)

下 郵便年金

郵便年金とは年金保険の一種にして、老後生活能力の減退せる際に保  
険者より年金的に保険金の交付を受け、以て年金受取人（被保険者）の個  
人経済の静態を保持せんとする社会保険なり。吾國に於ては大正十五年八  
月九日勅令二百八十一号にて郵便年金令なるもの發布せられ、同年十月一  
日より施行し、逓信省簡易保険局に管掌す。

郵便年金を分ちて即時終身年金及据置終身年金とす。前者にありては年  
金契約の効力發生せり日より年金受取人の死亡に至るまで年金の交付を  
し、後者に在りては年金受取人が一定の年齢に達したる日より其の死亡に  
至るまで年金の交付をなすものとす。五十歳、五十五歳、六十歳、六十五  
歳支拂開始の四種とす。新たに年金受取人たる事を得る者の年齢は即時終  
身年金に在りては四十歳以上八十歳以下、据置終身年金に在りては十二歳  
以上六十歳以下とせらる。

Gr 小兒保険は本邦逓信省によつて經營さる、保険に於て簡易生命保険の  
一種である養老保険の加入年齢を引下げたのに相当する。被保険者を小兒

とせらるが故に多少特殊的の取扱を要するが故に別個の保険の種類とせらる  
り。

被保険者は満三歳より十二歳までとす。保険契約者は実父母、養父母、  
実祖父母及び実兄弟に限定さる。保険金受取人は被保険者が十二歳に達す  
るまでは保険契約者とす。

保険金額は被保険者が満十二歳に達するまでは其の死亡の際の年齢により  
て差違をつけることにして居る。被保険者が災害や傳染病にて死亡せし場  
合は何時にても一定の金額を支拂ふものとす。其他の死亡に對しては契約  
後一ヶ年内ならば其迄に拂込きたる保険料と金額、一ヶ年以内の際には十二  
歳に達したる時の保険金の半額を支拂ふものとす。尚其の額が死亡の際  
に於ける年齢に對する保険金額より超ゆる場合に於ては死亡の際の年齢に  
對する保険金額を支拂ふものとす。

小兒保険の種類は十五年満期と二十年満期の二種とす。保険料は毎月一  
四、五十錢を標準とす。

2. 傷害保険

(Accident Insurance, Unfallversicherung)

傷害保険とは不意害保険と称し、被保険者が外傷に因る肉体的傷害を受けし場合に一定の標準に従ひ其治療費を支給し若くは之と共に其の傷害の結果喪失する所得を補充する意味に於いて豫め定めたる及に従ひ一定の金額の支拂を爲す保険なり。

現今に於ける傷害保険の起源は一八四九年ロンドンに設立せられたる The Railway Passengers Company の事業として鉄道乗客遭難保険より始まりたりと称せらる。

傷害保険には個別傷害保険と団体傷害保険とが存し、個別保険の下に普通傷害保険、旅行傷害保険、運動傷害保険、技藝傷害保険等が存し、団体傷害保険には旅行傷害保険の形式にて学校長が其学生、生徒の爲に之を締結する事あり。

傷害保険証券

傷第 號

被保険者

被保険者

一、保険金額金

領收済

一、保険料金

一、保険期向

至 日 午後四時

一、被保険者、業務

一、保険金支拂場所

当会社ハ昭和 年 月 日 前記之通り傷害保険契約ヲ締結シ保険料ヲ領收シタルヲ以テ此證券裏面ニ記載ノ約款ニ據リ右被保険者、傷害ヲ保險スルモ、也

昭和 年 月 日

ニ於テ作成ス

××市×区×町×丁目×番地

××海上火災保険株式会社

傷害普通保険約款（前証券裏面記載）

第一條 当会社ハ被保険者カ偶然ナル外來ノ事故ニ因リテ身体ニ傷害ヲ被リ之カ為メニ死セシ又ハ不具癱瘓トナリ若クハ醫藥ヲ要シ其平常ノ業務ヲ為スコト能ハサル状態ニ至リタルトキ之ニ對シテ本約款ニ定ムル所ニ從ヒ其保險金又ハ醫藥等當若クハ治療費、支拂ヲ為ス但凍傷、日射、中毒又ハ偶然ナル外來ノ事故ニ直接起因セサル瓦斯窒息及ヒ飢死ハ本項ノ傷害ニ包含セズ  
当会社ノ支拂責任ハ全保險期間ヲ通シ契約保險金額ヲ限度トシ如何ナル場合ニ於テモ之ヲ超過シテ支拂ノ責ニ任セズ

第二條 本保險契約ニ因リ當会社ノ責任ハ別段ノ合意ナキトキハ保險料ヲ領收シタルトキニ始マリ保險期間ノ最終日午後四時ヲ以テ終ル

第三條 凡ノ場合ニ於テハ本保險契約ハ無効トス

- 一、被保険者ノ年齢カ契約ノ當時拾歳未満又ハ七拾歳以上ナルトキ
- 一、被保険者カ契約ノ當時精神病又ハ癱瘓患ニ罹リ又ハ癩癩ノ習癖ヲ有シ又ハ兩眼ノ視力ヲ失ヒ又ハ兩耳ノ聽力ヲ失ヒ又ハ步行若シク不自由ナルトキ

一、保險申込ノ當時全一被保険者ニ付キ他ノ保險者トノ間ニ締結シタル傷害保險契約カ存在スルコトヲ知りテ之ヲ保險申込書ニ明記セサルトキ

一、他人ヲ其合意ヲ得スシテ被保険者ト爲シ保險契約ヲ締結シタルトキ  
但被保険者カ保險金受取人ナル場合ハ此限ニ任ラズ

第四條 被保険者カ第一條ニ定ムル傷害ヲ被リ之カ直接ノ結果トシテ被害ノ日ヨリ六ヶ月以内ニ死セシタルトキハ当会社ハ保險金ノ全額ヲ保險金受取人ニ支拂フ

第五條 被保険者カ第一條ニ定ムル傷害ヲ被リ之カ直接ノ結果トシテ被害ノ日ヨリ六ヶ月以内ニ不具癱瘓トナリタルトキハ当会社ハ凡ノ區別ニ從ヒ保險金ヲ被保険者ニ支拂フ

保險金額全額

一、兩眼ノ視力ヲ失ヒ又ハ二肢ヲ失ヒタルトキ  
二、一肢ヲ失ヒ又ハ一眼ノ視力ヲ失ヒ又ハ兩耳ノ聽力ヲ失ヒ又ハ陰莖ヲ失ヒ又ハ陰囊ヲ失ヒタルトキ

保險金額、百分ノ五十

三、指指ヲ失ヒ又ハ聾ヲ失ヒ又ハ双方ノ耳ヲ失ヒ又ハ一耳ノ聴力ヲ失ヒタルトキ

保険金額ノ百分ノ二十五

全一ノ事故ニ基キ前項第二号第三號ニ掲ケタル數種ノ不具瘵疾ヲ重ネテ發生シタルトキハ其瘵業能カヲ減損シ且身體ノ完全ヲ毀損シタル程度ニ應シ保險金額ノ百分ノ三十以上百分ノ六十以下ノ範圍ニ於テ當會社カ保險金ヲ決定シテ支拂フ

第六條 被保險者カ第一條ニ於テ定メタル傷害ヲ被リ之カ直接ノ結果トシテ醫藥ヲ要シ且十日以上全愈其平常ノ業務ヲ爲スコト能ハサル状態ニ至リタルトキハ被害ノ日ヨリ六ヶ月ヲ限度トシ再ヒ其業務ヲ爲シ得ヘキ程度ニ治療シタル日又ハ死亡シタル日又ハ終テ不具瘵疾ト決定セラレタル日マテ一日ニ付キ保險金額ノ千分ノニヲ醫藥費トシテ被保險者ニ支拂フ

第七條 被保險者カ第一條ニ定メタル傷害ヲ被リ之カ直接ノ結果トシテ治療ヲ要シ且若シク其平常ノ業務ヲ爲スコトヲ妨ケラレタルトキハ保險金ノ百分ノ二ヲ超過セサル範圍ニ於テ治療費ヲ被保險者ニ支拂フ

第八條 當會社カ第四條又ハ第五條ニ基キ保險金ノ支拂ヲ爲ス場合ニ於テ第六條又ハ第七條ニ依リ醫藥費又ハ治療費ヲ既ニ支拂ヒタルトキハ其金額ヲ控除シテ之ヲ支拂フ

被保險者カ被害後六ヶ月間ノ醫藥費ヲ受ケ尚治療中ニ在ルトキニ於テ當會社カ第四條又ハ第五條ノ場合ニ準スル状態ト認ムルトキハ支拂フヘキ保險金額ヲ決定シ之ヨリ既ニ支拂ヒタル醫藥費ヲ差引キ其差額ヲ被保險者ニ支拂フ

第九條 本保險契約期間内ニ生シタルト否トヲ向ハス被害ノ際既ニ存在セル不具瘵疾又ハ被害ノ前後ヲ向ハス發生セル疾病ノ影響ニ因リテ傷害ヲ重大ナラシメタルトキハ當會社ハ其影響ナカリシ場合ニ相当スル金額ヲ決定シテ之カ支拂ヲ爲ス

正当ノ理由ナクシテ被保險者醫藥ヲ免リ之カ爲メニ傷害ヲ重大ナラシメタルトキハ會社

第十條 被保險者ハ傷害ヲ被リタルトキハ被害ノ時ヨリ二十四時間以内ニ當會社ヘ被害ノ狀況並ニ其程度ニ關スル通知ヲ發スルコトヲ要ス

被保険者、死亡又ハ重傷其他正当ナル理由ニ據リテ前項ノ通知ヲ祭スルコト能ハサルトキハ保險契約者又ハ保險金受取人ハ其事案ヲ知リタル時ヨリ二十四時間以内ニ前項ノ通知ヲ祭スルコトヲ要ス

第十一條 被保険者カ傷害ヲ被リタルトキ当会社ハ何時ニテモ其身体ヲ診査シ又死亡シタルトキハ其屍体ヲ検案スルコトヲ得

保險契約者、被保険者又ハ保險金受取人ハ当会社ノ請求ニ應ジ被保険者ノ傷害、死亡及ヒ事故發生ニ因スル事實並ニ状況ノ陳述ヲ爲スコトヲ要ス

第十二條 被保険者カ死亡シタルトキハ保險金受取人ハ遅滞ナク保險金額請求書ニ屍体検案書、死亡証明書並ニ其尸體原本ヲ添附シ当会社ニ提出スルコトヲ要ス

被保険者カ不具瘵疾トナリタルトキハ遅滞ナク保險金額請求書ニ其不具瘵疾ノ事實並ニ程度ヲ証スル醫師ノ診断書ヲ添附シ当会社ニ提出スルコトヲ要ス  
被保険者ハ第六條又ハ第七條ニ定メタル支拂ヲ受フントスルトキハ遅滞ナク警察手当ノ場合ハ其被害ノ状態ヲ証スル醫師ノ診断書治療費、場合ハ診断書ニ治療費領収書ヲ添ハ当会社ニ提出シテ之カ請求ヲ給スコトヲ要ス

第十三條 当会社ハ第十二條ニ基キテ請求ヲ受ケタルトキハ保險金又ハ治療費

ノ場合ニハ二十四時間以内ニ警察手当ノ場合ハ警察ノ必要上ニシタルトキニ其支拂ヲ爲ス但シ調査ノ場合ニ時日ヲ要スル場合ハ此限ニ非ス

警察手当支拂ノ場合ニ於テ警察力十日以上ニ亘ルトキハ被保険者ノ請求ニヨリ毎十日ノ終リニ於テ之カ支拂ヲナス

第十四條 被保険者カ第六條ニ依ル警察手当ノ支拂ヲ受クル間ハ当会社ハ何時ニテモ其身体ヲ診査シ治療又ハ不具瘵疾ノ決定ヲ爲スハキモノト認ムルコトキハ其支拂ヲ停止スルコトヲ得

被保険者カ正当ノ理由ナクシテ前項ノ診査ヲ拒ミタルトキハ当会社ハ其以後支拂ノ責ニ任セス

第十五條 保險契約者又ハ被保険者ハ九條ノ場合ニ於テハ豫メ其旨ヲ当会社ニ通知シ保險証券ニ承認ノ裏書ヲ受クハシ

一、被保険者カ帝國ノ領土ヲ離レントスルトキ  
二、被保険者カ重不テ他ノ保險者ト傷害保險契約ヲ締結スルトキ  
保險契約者又ハ被保険者カ前項ノ通知ヲ怠リタルトキハ第一号ノ場合ニ於テ

ハ被保険者カ帝國領土ヲ離レタル時ヨリ復帰スル時迄ノ向ニ生シタル傷害ニ付キ当会社支拂ノ責ニ任セラルハク第二章ノ場合ニアリテハ其通知スハキ事  
突ヨ生シタル時ヨリ本保險契約ハ效力ヲ失フ

第十六條 保險契約者又ハ被保險者ハ七記ノ場合ニ於テハ遲滞ナク之ヲ当会社ニ通知シ保險証券ニ承認ノ裏書ヲ受クハシ

一、被保險者カ其業務ヲ変更シ其也若シク危険ノ変更又ハ増加アリタルトキ  
二、第三者カ企一ノ被保險者ニ付キ重テ他ノ被保險者ト傷害保險契約ヲ締結シタル事突ヲ知リタルトキ

保險契約者及ヒ被保險者カ前項ノ通知ヲ怠リタルトキハ其通知スハキ事實ノ發生シタル時ニ溯リテ本保險契約ハ效力ヲ失フ

第十七條 前二條ノ承認裏書ノ請求アリタルトキハ前二條ノ事實ヲ生シタルトキヨリ当会社ハ本保險契約ヲ解除シ又ハ割増保險料ヲ徴收スルコトアルハシ

第十八條 保險契約締結ノ當時又ハ其繼續ニ當リ保險契約者若シクハ被保險者カ故意又ハ重大ナル過失ニ因リ重テ告ケヌ又ハ重要ナル事項ニ付キ不実ノ事ヲ告ケタルトキハ当会社カ之ヲ知リ若クハ過失ニ因リテ之ヲ知ラ

ナリシ時ノ外当会社ハ本保險契約ノ締結又ハ其繼續ノ当初ニ溯リテ本保險契約ノ解除ヲ爲スコトヲ得但保險契約締結又ハ其繼續ノ時ヨリ五年若シクハ当会社カ解除ノ原因ヲ知リタル時ヨリ一ヶ月ヲ経過シタルトキハ此限ニ在ラス  
第十九條 凡ニ陽ケタル傷害及ヒ其結果タル死ヒニ對シテハ当会社ニ於テ一切支拂ノ責ニ任セス

一、被保險者、保險金受取人又ハ被保險契約者ノ故意又ハ重大ナル過失ニ因ル傷害及ヒ死ヒ

二、被保險者カ違法又ハ反則ノ行為ヲ爲シ若クハ申聞、決斷、同盟罷業、政治騒擾ニ参與シタルニ因リテ或ハ酷刑中ニ招キタル傷害及ヒ死ヒ並ニ刑ノ執行ニ因ル死ヒ

三、被保險者カ其職業ニ非スシテ爲シタル競技、競争、未開地旅行、航空其他特ニ危険ナル行為ニ因リテ招キタル傷害及ヒ死ヒ

四、外科的手術、出産并其其他醫料ニ因リテ生シタル傷害及ヒ死ヒ但本保險契約ノ担保シタル傷害ヲ治療シタル場合ハ此限ニ在ラス  
五、疾病ニ因ル傷害及ヒ死ヒ

六、戦争其他ノ災厄、地震、疫火又ハ此ニ連伴スル爆発又ハ火災ニ因ル傷害  
及ヒ死亡並ニ以上ノ事變ニ基テ混乱中ニ發生シタル一切ノ傷害及ヒ死亡

第二十條 第十條、第十一條及第十二條ニ掲ケタル者カ正当ノ理由ナクシテ其  
通知又ハ請求ヲ受リ又ハ診査検査若クハ陳述ヲ拒ミタル時又ハ第十二條ニ掲  
ケタル事項ニ付不正ノ表示ヲ爲シタルトキハ当會社ハ一切支拂ノ責ニ任セス

第二十一條 保険契約ノ無効、失効又ハ解除ノ場合ニ於テハ既ニ受取タル保険  
料ハ之ヲ返還セス但當會社ノ責ニ歸スルハキ事由ニ依テタレトキハ無効ノ場合  
ハ全額、失効解除ノ場合ハ其翌日ヨリ日割ヲ以テ計算シタル保険料ヲ返還ス

第二十二條 本保険契約ニ因ル傷害ニ付シテ支拂ヒタル金額カ保険金額ノ三分ノ  
一ヲ超過スルトキハ保険契約ハ有効期間中ト扱モ之ヲ以テ終了ス  
前項ノ支拂金額カ保険金額ノ二分ノ一ニ達セサルトキハ其支拂金額ヲ控除シ  
タル殘額ヲ以テ殘念ノ保険期間ノ保険金額トス此場合ニ於テ重テ傷害發生

シ之ニ付シテ支拂ヒタル金額ト前ノ支拂金額トノ合計カ当初ノ契約保険金額ノ  
三分ノ一ヲ超過スルトキハ前項ノ規定ニ準ズ但保険契約ノ更改又ハ継続アリ  
タルトキハ此限ニ在ラス

第二十三條 傷害ノ程度ニ關シ又ハ保険金其他ノ支拂額ニ付キ當會社ハ被保險  
者又ハ被保險金受取人トシテ異議ヲ生シタルトキハ双方ヨリ一名者ノ鑑定人

ヲ選定シテ之ヲ鑑定セシム但當事者ノ一方ヲ相キ方ヨリ鑑定人ヲ選定ス可キ  
旨ノ請求ヲ受ケタル後十四日以内ニ之ヲ選定セザルトキハ相手方ノ鑑定人ハ  
單独ノ意見ヲ以テ之ヲ鑑定スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ鑑定人カ之ヲ鑑定スルコト能ハザルカ又ハ其意見一致セザ  
ル時ハ鑑定人ハ前項ニ定メタル方法ニ準シテ一名ノ鑑定人ヲ選定シ之ニ鑑定  
セシム

前二項ニ定メタル鑑定及ヒ裁定ニ付シテ、或モ異議ヲ主張スルコトヲ得ヌ  
之ニ要シタル費用ハ双方半額担シ受担ス

第二十四條 保険契約ニ基テ權利ノ讓渡、保險金ヲ受取ルハキ者ノ指定又ハ受  
取ハ被保險者ノ同意書ヲ添ヘテ之ヲ當會社ニ通知シ保險証券ニ承認書  
受ケルコトヲ要ス

第二十五條 保険契約者、被保險者及ヒ被保險金受取人ハ當會社ノ利益又ハ財産  
ノ分配ヲ受クル權利ヲ有セス



第二十六條 保險期間満了シタル時ハ之ヲ継続スルコトヲ得此場合ニハ保險料ノ領收証ヲ以テ保險契約ノ継続ヲ証ス

以  
上

3. 疾病保險(健康保險) *Health Insurance Krankensversicherung*

被保險者の疾病を事故とする人事保險にして、被保險者が一定の期間疾病の爲め其の職業に従事する事を得ざる時は其の治療費用を填補するを目的とする保險なり。吾國に於て此の種の保險に屬するものは健康保險として實施せられつゝある所のものなり。

4. 健康保險

疾病を始め受傷、出生、葬式等の場合に生ずる經濟上の困難を救済する機關は最初失済組合の形式にて發達し、一八八三年に於ては疾病保險法の形式にて強制保險制度の先驅者となれり。

吾國に於ては大正十一年四月二十二日を以て健康保險法なるものを公布せられ、大正十五年三月を以て其施行期日を定め、大正十六年一月より保險給付及び費用負担に關する規定を實施し、其規定は大正十五年七月より實施せられたり。

リ。

本保險制度の目的は被保險者の疾病、受傷、死又は分娩の場合に際して、保險者は傷病手当金、埋葬料、分娩費若しくは出生手当金の給付を爲すに在り。本法に依る被保險者は三種存す。

(1)は工場法の適用を受くる工場又は鉱業法の適用を受くる事業場、若しくは工場に使用せらるる者とし、又は強制的被保險者とし、但し臨時に使用せらるるものにくく勅令を以て指定する者及び一ヶ年の報酬一千二百円を超ゆる職員はこの限りに在らざるとす。

(2)は強制被保險者以外の者にく、次に列記せらるる事業及び之に對峙する事業に使用せらるる者なり。之は任意に被保險者と稱せらるる。

1. 地方鉄道又は軌道法の適用を受くる事業

2. 前條に掲ぐるものを除く外、陸上に於て屬す貨物又は旅客運送の事業に於て主務大臣の指定するもの

3. 貨物積卸の事業

4. 前各号に掲ぐるものの外勅令を以て指定する事業、此場合に於ては臨

時使用人及び高級職員は除外せらる（健康保険法第十四條）

（3）は失業保険者たりし者ハ其の資格を喪失したる者にして、直ちに申請を存す時付継続して被保険者となり得るものとす。之を任意継続被保険者と称す。但し本法十八條の規定に因り被保険者の資格を喪失せる者ナラハ、資格喪失の日の前一日内に於て百八十日以上被保険者たりし者又は資格喪失の際計納した十日以上被保険者たりし者たる事、資格喪失の日より十日以内に死體の申告をなす事、資格喪失後ニ於て引続き保険給付を受くる者ナリトす。其の給付を受けざるに至りたる日より十日以内に申請する事、継続期間計十日以内なる事等の制限ありハ本法二十一條、令施行令一條）

健康者は二種に分たす。即ち一は政府にしく、他は健康保険組合なり。前者に於ては政府自ら健康保険者を設け、健康保険組合員に於ては被保険者の保険を管理す。後者に於ては健康保険組合に於て其の組合員たる被保険者の保険を管理す。ハ本法二十二條、二十四條、二十五條）

5. 失業保険

Insurance for unemployment. Arbeitslosenversicherung.

失業とは労働能力と労働意思とを有し、其の職業を得る能はざる状態を指すとのに於て、之等の失業者の養生は多産階級個人に取りては死者の問題あり、之を社会経済より観れば生産力の浪費なり。引いては社会思想の悪化となり、社会状態の不安を醸すものなり。故に之等の失業を豫防し、緩和するの方策は可能的に実施せざる可らずと云ふ。経済界の現状は尚よく之等の全部の要求を充て得るには遠かるべく。故に之等の止むを得ざる失業者に対し、失業の結果に就きて之が社会施設として失業保険の養生を見るなり。

失業保険とは失業なる状態を事故とする人事保険にして、失業中に於て相当の経済的保証を與へんとするものなり。此の保証は労働組合に於て養生し、近年に於ては自治体又は國家が其の効果を認め補助金を交付して之を奨励するに至りたり。吾國に於ては失業保険又は失業救済の制度は殆ど存在せざりしが、大阪市は地方自治の嚮求を滿足せしめんとすため昭和七年八月一日より全市社会部を通じて其の契約を開始せり。

第五節 再保險

Reinsurance Rückversicherung.

既産保険たる人事保険たることを向付ホ、保険者が被保険者に対して有する  
保険金支拂義務を再び他に保険する方法なり。此の場合に於て第一保険者を（  
受取）保険者と称し、後者を再保険者と称す。現今既産保険特に海上保険、火  
災保険に於ては盛に利用する、保険にして、保険事業の繁盛及び経済界の繁盛  
の爲めには缺ぐ可からざる制度なり。但し吾國に於ては生命保険会社は生命保  
険に限り其の再保険を引受くカ事を得ざるものなり。（保険業法第四條）

### 第三章 保険類似制度及び行爲

#### 第一節 賭博 (Gambling)

賭博は数人が偶然の出来事によつて利益を決定する冒險なるが、其の偶然の  
なる運命に支配する、是に於ては恰も保険加入者が僅かの保険料を拂込むこと  
により多額の保険料金を獲得するが、又は拂込またる保険料を喪失するの点  
に於ては兩者は類似せらるる如し、兩者の向は次の如き相異存す。First、  
保険に關する事故は不確定なるも

*return of certain for uncertain* を爲し得るものにして、又事故は多くの  
事故によりて保険せらるる、なり。然れ共賭博に於ては経済的不守存せざるに拘

はらず、自ら其の不安に投入するものなり。従つて如何なる計算を以てするも  
賭博の結果を豫断し得ざるものなり。

尚、保険の目的は災害の救済なるが、賭博は積極的に純利を得を爲さんとす  
るものなり。

保険には所謂被保険利益存在す此共、賭博には被保険利益なるもの存在せず  
保険は人類の相互扶助の精神に立脚す此共、賭博は自己の多額の利益が今時  
に他人に損害を與ふることを目的とし、根本精神に於て異なるものなり。

保険と投機 (speculation) との相異する点も畧々之と全様なり。

#### 第二節 保證 (Guarantee, Warrant)

保険と保證とは其の用語の方法に於て其の觀念が混用される事がかからざ  
らば、兩者には次の如き相違存在すのなり。

保険は將來に於ける事故發生を豫見するものなるが、保證は將來事故の發生  
せざる事を確信するものなり。

保険には保険団体なるもの存在し多數人の相互救済制度なるが、保證は多く

の場合二人間に於ける約束なり。

保険には多數人に対する有償行動なるも、保証は無償なるを原則とす。

### 第三節 自家保険 (Self-insurance)

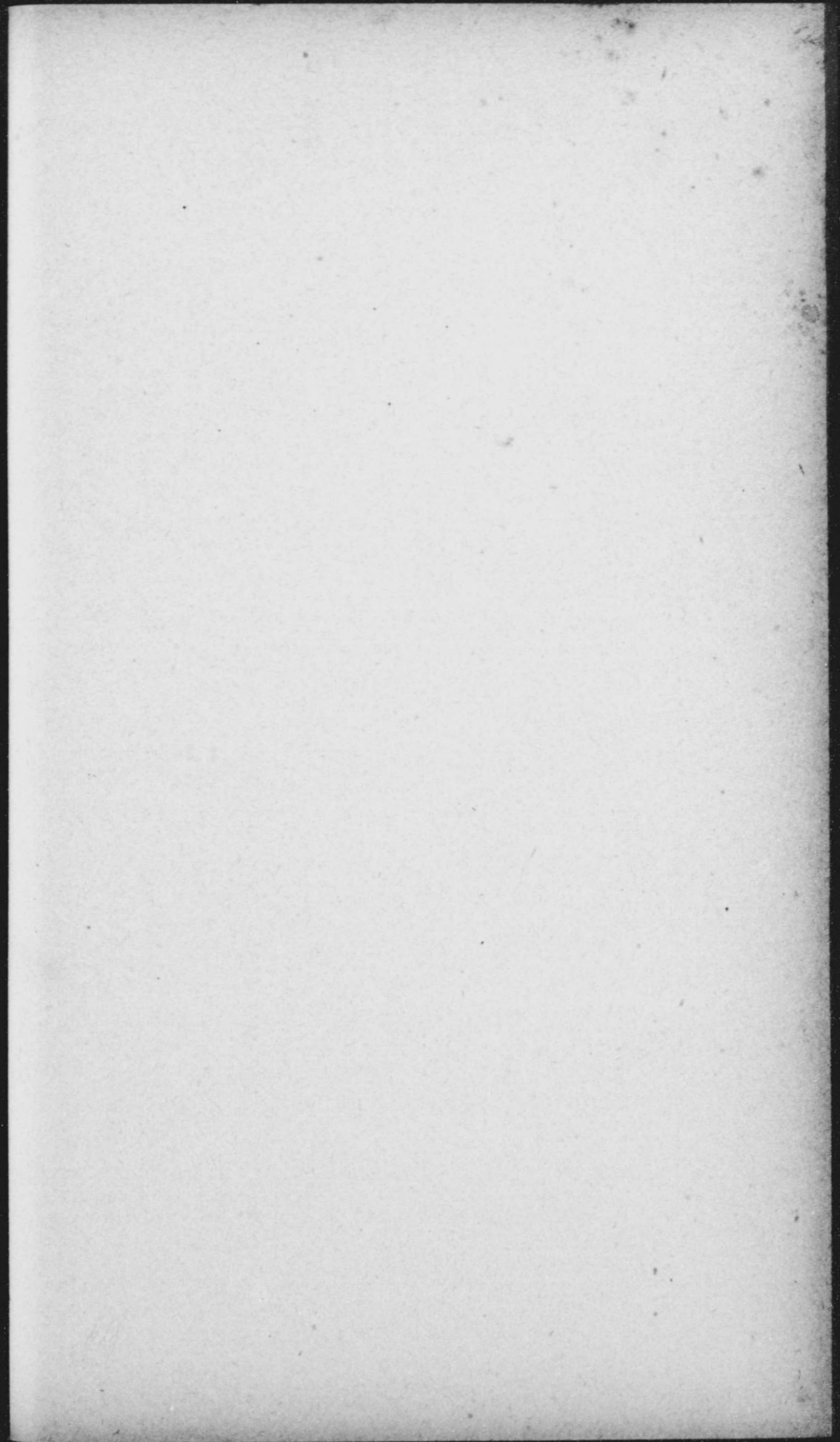
自家保険とは企業家が其の所有物又は船舶に対する偶発的損害に備ふるため自己の計算に於て一定期間毎に一定額を積蓄する方法にして貯蓄の一形態を爲して、保険とは其の本質的なる意義に於て言ひ得ざるものなり。

### 第四節 無盡、救母子

臨時の支費上の必要を充て便せしむる方法を以て、多數人必りの積金を以て支拂の取源となす点に於ては兩者共通なるが、無盡には大数法則が適用無く、且つ保険に於ける支拂金に如く権利として受けるに非ず、満期前に受ける受領金は借取の性質を有するものであり、従つて支費の爲め積金の掃込を要するものなり。

### 第五節 共済組合

共済組合は若輩的に存在し若くは組織がナラれた一種の相互救済の組織にして、生活不安を除去せんがために多數人が共同準備財産を造り、相互に扶助する点に於て保険と共通にして、且つ保険制度の母体となりたる制度なるべし、多くは他より補助金を受けて経営し、大数法則適用の原理と精密ならざる点に於て兩者異にするなり。







昭和八年五月廿七日印刷

昭和八年六月五日発行

(非売品)

著者 喜多直之助

印刷者 岡田友貞

京都市相国寺東門前町

発行所 凡進社

京都市島瓦今出川上ル



